

令和7年2月25日（火）

於・A P 浜松町 B 1 F A ルーム（W e b 会議併催）

第45回

日本海・九州西広域漁業調整委員会

議事速記録

第45回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

日時：令和7年2月25日（火）

13：30～16：25

場所：A P 浜松町

B 1 F Aルーム

議事次第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

- (1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- (2) 九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について
- (3) 有明海ガザミに関する委員会指示について
- (4) 広域資源の管理について－日本海西部・九州西海域マアジ・マサバ・マイワシ
- (5) 国が行う特定漁港漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）について
- (6) その他
 - ① T A C 資源拡大に向けた検討状況について
 - ② 令和7年度資源管理関係予算について
 - ③ その他

4. 閉 会

午後1時30分 開会

○山本係長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第45回日本海・九州西広域漁業調整委員会を開催いたします。

私は、本委員会の事務局を務めます水産庁漁獲監理官資源管理推進室の山本と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

委員の出席状況について御報告いたします。本日は、北海道の工藤委員、福井県の鈴木委員、鹿児島県の阿久根委員が欠席されておりますが、委員定数の29名のうち定足数である過半数の26名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第156条の規定により準用いたします同法第145条の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

なお、今回の開催形式は、会場出席又はウェブ出席の併用による開催となっております。ウェブ出席されていらっしゃる委員の皆様方におかれましては、マイクはミュートとしていただきまして、御発言される際は音声又はチャット機能により御発言の意思を表明していただいた上で、私から指名した後に御発言をお願いいたします。

また、会場にて御出席の委員の皆様方においてお願いですが、御発言がウェブ参加者にも伝わるように必ずマイクを通じて御発言いただくようお願いいたします。

皆様、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、田中会長に以降の議事進行をお願いしたいと思います。

田中会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○田中会長 会長の田中でございます。

本日はお忙しい中、委員の皆様を始め関係の皆様におかれましては御出席を頂きましてありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

本会場には、水産庁から魚谷資源管理部長、城崎沿岸・遊漁室長、赤塚資源管理推進室長ほか御担当の皆様方に御出席いただいております。

また、ウェブにて水産研究・教育機構から水産資源研究所の浮魚資源部、黒田副部長に御出席いただいておりますので、以上御紹介しておきます。

それでは、会議に先立ちまして、水産庁の魚谷部長から一言御挨拶を頂きたいと思ひます。

○魚谷資源管理部長 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介に預かりました水産庁資源管理部長の魚谷でございます。

それでは、第45回日本海・九州西広域漁業調整委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

この委員会でございますけれども、我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布・回遊し、かつそれを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うということを目的に、平成13年の漁業法の改正により国の常設機関として設置された委員会ということでございます。

これまでこの広域漁業調整委員会では、複数都道府県にまたがる海域を回遊する資源の管理についての検討、資源管理措置の適切な実施を担保するための委員会指示の発動、関連する漁業調整を通じたクロマグロを始めとした広域資源の管理、これらの事項について重要な役割を果たしてこられたというところでございます。

本日の委員会では、まず太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について、次に、九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について、三つ目として、有明海ガザミに関する委員会指示について、そして、国が行う特定漁港漁場整備事業、フロンティア漁場整備事業でございますが、これらについて御審議を頂き、その上で最後、五つ目として、広域資源の管理について、こちら、日本海西部・九州西海域のマアジ、マサバ、マイワシでございますが、これについて御意見を頂戴することといたしております。

我が国の資源管理については、平成30年の漁業法の改正によりまして、最大持続性産量を達成する水準に水産資源を維持し又は回復させることを目標とし、目標達成のための手法は漁獲可能量、TACによる管理を基本とするということとされております。

このような中、広域漁業調整委員会の調整機能、あるいは委員会指示は引き続き重要な役割を果たしていくものでございます。これからも、その機能が発揮されるよう、必要な情報提供などを水産庁としても行ってまいります。

今後とも関係者の皆様の御意見をお聞きしながら水産政策の改革を進め、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を目指してまいります。引き続き御理解と御協力を頂きますようこの場を借りまして改めてお願いを申し上げます。

最後に、本日の委員会の会合が実り多いものとなり、資源が将来にわたって持続的に利

用できる体制づくりの一助となることを祈念いたしまして私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○田中会長 魚谷部長、ありがとうございました。

それでは、続きまして、事務局より配付資料の確認をよろしく願いいたします。

○山本係長 事務局の山本です。本日の配付資料について確認させていただきます。

まず、議事次第、委員名簿、出席者名簿、それから本日の委員会で御説明する資料といたしまして、資料1から6までをお配りしております。資料1は、くろまぐろ遊漁の課題への対応ということで、資料1-1と資料1-2以降の2セットで準備しております。資料1-1、1-2、二つで1セットになります。

次に、資料2から資料5までは、枝番号が付いた資料も一式まとめておりますので、各1セットとなっております。資料6につきましては、資料6-1が1枚、資料6-2の2セットとなっておりますので、御確認ください。

配付資料は以上となっておりますが、不足等ございましたら事務局の方までお申し付けください。

以上になります。

○田中会長 ありがとうございました。

続きまして、後日取りまとめられます本委員会の議事録署名人の選出についてですが、事務規程第12条により会長の私から指名させていただきます。

都道府県互選委員からは島根県の中東委員、大臣選任委員からは佐藤委員、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

本会場にお集まりの報道関係の皆様にお伝えいたします。冒頭のカメラ撮りはここまでとなりますので、以降の撮影につきましてはお控えくださいますよう、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが議題に入ります。

初めに議題(1)、太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について、事務局より説明よろしく願いいたします。

○城崎沿岸・遊漁室長 沿岸・遊漁室長の城崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、くろまぐろ遊漁の課題への対応ということで、資料1-1、資料1-2をお

手元に御用意ください。

まず、資料1-1、1ページおめくりください。こちらには、これまでのくろまぐろ遊漁専門部会の議論が書いてございます。前回秋の広調委でそれぞれの広域漁業調整委員会の下にくろまぐろ遊漁専門部会を設置をしまして、具体の議論につきましては合同会議で行っていくということが確認されたところでございます。その概要をこの資料の1ページに書いてございます。

まず、合同会議の委員は全部で以下8名になっておりまして、ここに名簿を書いてございます。今日いらっしゃいます日本海・九州西の田中座長には議長をお願いをしまして、遊漁関係者が4名、各会からの代表の方が3名ということで、こちらの日本海・九州西からは中島委員に参加を頂いております。

そして下の方、2ポツであります。これまでに3回の会合を開催しております。クロマグロ遊漁の現状と課題、現行の広域漁業調整委員会指示に基づく規制の見直しのほかに、届出制の導入ですとかキャッチ・アンド・リリースなど、幅広い事項について議論をしてございます。

前回秋の広調委でもお話をしましたけれども、今年の4月から新たな漁期が始まります。それに向けて委員会指示の中身を詰めるということを経期的な取組として、また、クロマグロ遊漁の管理の在り方として届出制の導入ですとかキャッチ・アンド・リリースの扱い、こういうことは中長期的な課題ですということで議論をしてまいりました。まずはこの4月から始まります委員会指示の中身について御紹介いたします。

2ページ目をお開きください。

こちらは、現行の広域漁業調整委員会指示に基づいて行われております措置の見直しについてでございます。左側が令和6年度、現行でありまして、右側が令和7年度の見直しの内容でございまして、合同会議ではこの赤で網掛けをしたところ、これを令和7年度に向けて追加等としてはどうかということで意見の一致を見たところでございます。

具体的に申し上げますと、まずは採捕上限の設定でございます。令和6年度は、例えば4月、5月を抱き合わせにするとか、複数月での設定が存在してございました。これでありまして、例えば今年度は各期間の最初の1週間ぐらいくろまぐろ遊漁ができなくなってしまうと、終了してしまうということになりますと、残り50日間ぐらいクロマグロが遊漁ができないという、そういう状況になったものですから、それを改善する必要があるのではないかと、そういう議論がございました。

そして、令和7年度の見直し案では、毎月均等に設定してはどうかということで、現在の議論では令和7年度のシーズンにおいては、国の留保枠60トンから融通するという事になっておりますので、60を12月で割って毎月5トンと、このように設定してはどうかというアイデアでございます。

続きまして、大型魚のバッグ・リミットでございます。こちらは、現状は1人1日1尾となっておりますけれども、これを令和7年度は1人毎月1尾にしてはどうかということでございます。この採捕上限の設定と大型魚のバッグ・リミットにつきましては、特に遊漁関係者からは採捕期間が短いことに対する対応策として提案されたものでありまして、このように意見の一致を見たところでございます。

続きまして、採捕報告の期限でございます。現状は陸揚げ後から3日以内となっておりますけれども、これを令和7年度は陸揚げ後から1日、翌日以内にとすることに改めるということになっております。これは現状3日でありますけれども、3日のうちに積み上がってくるものを私ども集計をして、必要であれば採捕の停止というもののアナウンスをするわけでありまして、この3日間のタイム・ラグの積み上がりが非常にシビアな部分がありまして、そういうものを排除して明るく日のうちに報告していただくことで迅速な集計ができるようになりますと、こういう趣旨でございます。

そして、その下の段に行きますと、採捕報告の内容についてはいくつか修正点がございます。まず、採捕者情報についてです。これは現状と変わりありませんで、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、この基本情報は採捕報告時に連絡いただくということになっております。

続きまして、採捕したクロマグロの情報としまして、現状では重量、尾数、陸揚げした日、採捕した海域、この四つを報告してもらうことになっておりますけれども、令和7年度はこれに加えて尾さ長が確認できる写真、計量の方法、これははかりによるものか、あるいは遊漁船業者、船長の目測なのか、そういうことを書いてもらうということ、また、尾さ長を報告してもらうということ、そして陸揚げした場所も報告してもらうこと、このような追加の事項を考えてございます。

尾さ長につきましては、クロマグロの場合は、尾さ長から重量を推定する換算表というのがありますので、そういうものも活用しながらこの採捕報告、重量の正確性というのをクロス・チェックしていきたいと考えております。

続きまして、船舶情報でございます。船舶情報につきましては、遊漁船を利用した場合

と遊漁船以外の船舶、すなわちプレジャー・ボートでありますけれども、これを利用した場合、二つを想定しておりまして、遊漁船を利用した場合につきましては、従来の遊漁船名と登録都道府県名に加えて、遊漁船の登録番号を書いて報告してもらうということを考えております。

また、プレジャー・ボートにつきましては、令和6年度、現状では何ら報告の対象にはなっておりませんでしたけれども、令和7年度は、遊漁を、プレジャー・ボートを使って釣った場合には船舶番号又は船舶検査済票の番号を書いてもらおうと考えております。

これは、具体的にはプレジャー・ボートは小型船舶検査機構、J C Iの船検を通るわけでありますけれども、その船舶検査証に書かれている船舶番号又は船舶検査済票の番号を書いてもらうということでございます。プレジャー・ボートによるクロマグロ遊漁というのも非常に多くなっているという実態でございますけれども、この船舶番号あるいは船舶検査済票の番号が分かれば、水産庁から日本小型船舶検査機構に照会しますと、そのプレジャー・ボートの所有者等々の情報が分かりますので、クロマグロ遊漁の実態把握、あるいはその取締り管理、そういうことへの活用も念頭にしたことでございます。

以上、この採捕報告の内容につきましては、本年度特に問題が生じた採捕報告の正確性を向上させる方策としての内容でございます。

続きまして、虚偽報告の抑止策として、令和7年度からは二重認証システムの導入と、報告する際には本人確認書類の提出、具体的には運転免許証ですとかパスポートの写しですとか、そういうものを採捕報告時に出してもらうということも考えております。

それと一番下でございます。委員会指示の有効期間でございます。現状では1年間の有効期間でありましたけれども、これはこれまでこの広調委の場でも1年間のうちに委員会指示を違反をして、裏付け命令が出て、同じ違反をしないと罰則に至らないと、そこは委員会指示の仕組みでありますけれども、それを1年間のうちに2回の違反を摘発するのはなかなか難しいのではないかと、そういう議論がございまして、複数年間ということを検討した結果、現状では2年間、すなわちこの令和7年の4月1日から令和9年の3月31日までの2年間とする方向で意見の一致を見られたところでございます。

少し資料が飛びますけれども、資料1-2を御用意ください。別刷りの資料でございます。

縦置き資料でございます。右上に資料1-2と書いてある資料でございます。この日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号（案）の概要と書いている資料でございます。

けれども、ここの1ページ目、1のところに（1）から（4）まで書いてございます。この（1）から（4）に書いてあることは、今この資料1-1で御説明したもののそのものでございます。

1ページめくっていただきますと、資料1-3でございます。資料1-3は、この委員会指示に基づきまして運用の方針というのを決めたいと思っておりますけれども、この前段に先ほど御紹介をした年間60トンの留保枠を均等割をした場合どうなるかということを書いてございます。表にありますとおり、60を12で割りますから各月5トンということになります。この5トンを超えるおそれがある場合には、当該期間の末日まで採捕を禁止をする、このような運用をしていきたいと思っております。

そして、この表の下に※印で小さく書いてございます。令和8年度については、令和7年度の採捕状況等を踏まえて設定をするということになっております。委員会指示の有効期間は今年の4月1日から2年間ということは今御説明をしましたけれども、この60トンの数量の扱いというのはまずは令和7年度の話でございまして、令和8年度については令和7年度の状況を踏まえて、改めてくろまぐろ遊漁専門部会の合同会議を開催して検討していくということになろうかと思っております。

下の方には参考としまして、今年の1月8日現在の時期ベースの数量の経緯を示してございます。一番右側、合計のところには38トンと書いてございます。令和6年度は40トンの数量でいっておりますので、現状38トンということでございます。まだ、若干のその精査を必要としている部分がございますので確実ではありませんけれども、現状38トンまで積み上がっているというところでございます。

あと、その資料にはちょっと付けておりませんが、本年度の違反の状況でございます。本年度違反につきましては秋の広調委でも御紹介をしましたがけれども、これまで11件の委員会指示違反が確認されておまして裏付け命令を出していると、そういう状況でございます。

続きまして、1ページめくっていただきますと、資料1-4でございます。横置き資料でございます。こちらは、先ほど説明した委員会指示を新旧対照にしているものでございます。右側に改正前の現行のもの、左側に改正案としてございます。

構成を少し変えておりますのは、右側の改正前の3のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限というところを御覧になっていただきたいんですけれども、3の採捕の制限には（1）から（4）までございます。この（1）と（3）と（4）は採捕の制限に関することなん

ですが、(2)というところが報告の中身になっております。ちょっとこの採捕の制限のところに報告の中身のことがあるのは座わりが悪いなというふうに考えまして、この報告の部分左側、改正後の方を御覧いただきますと、4に報告という一つの項目を立てました。この右側にあります3の(2)の部分左側の4の報告のところに移した上で、先ほど御説明したようないろいろな報告事項が追加をされますので、それを全て盛り込んだ形にしてございます。

それと、この右側の3の(2)の中には2行目に報告をする先、水産庁の沿岸・遊漁室に報告をすると書いてございますけれども、厳密には広調委に報告するということになりますので、左側の4の報告の2行目には委員会に報告をすると、このように改めてございます。それ以外の項目は、先ほど御説明したとおりでございます。

続きまして、1ページめくっていただきますと、こちらは資料1-5でございます。こちらは、委員会指示79号の案をそのものに置き換えたものでございます。変更点につきましては、アンダーラインで引いてございます。これが次の5ページも一緒のところでございます。

そして、次の資料1-6でございます。1-6は、この委員会指示に併せて事務取扱要領を毎年決めております。その新旧対照表でございます。右側の改正前のものが現行のものでございます。

大きくいくつかの変更点を申し上げますと、右側の改正前のところの「1. くらまぐろの採捕実績の報告方法」と書いてございます。これの(4)に「ファクシミリによる送信」が書いてございますけれども、左側の改正後のところからは、これは削っております。これは、昨今の政府のデジタル化の推進の観点からファクシミリのような手動でやるようなことというのは方針と若干そぐわない部分でございますので、これは削らせてもらっております。もちろん電子データによらない、どうしてもできないという方がいらっしゃれば、その方はお問合せいただければ、一番適当なやり方というのを御連絡をしていきたいと思っております。

そして、追加事項としますと、二つ目の報告に関する留意事項につきましては、左側にいろいろな追加を書いてございます。まず(1)につきましては、先ほども見直しの概要のところ計量方法について書くんだということを御紹介をしましたけれども、この計量方法についての留意事項で、(2)がクロマグロの写真を撮る際には、メジャーを当てて尾さ長が分かるように写真を撮ってくださいという留意事項、そして(3)の陸揚げした

場所については、都道府県名及び場所の名前、港の名前、こういうのを書いてくださいという留意事項、そして（５）では住所や氏名を証明する書類の写しとしての留意事項、こういうことを追記をしております。

それと、３の個人情報の取扱いでございます。個人情報の取扱いにつきましては、現状でも氏名、住所等々頂いておりますので、個人情報保護法に準拠した方法で万全を期しておりますけれども、改正後では一言加えてございます。この加えていることというのは、左側の改正後の３ポツの３行目の真ん中辺りに「都道府県」という言葉を追記をしております。これは、採捕報告いただいた情報というのを状況によっては都道府県とも共有をしながら管理、取締り等々をやっていきたいと思っておりますので、都道府県にも提供することがあり得るということを確認するために、この都道府県という４文字を追記をしております。

１ページめくっていただきますと、こちらは別紙様式でございます。こちらを水産庁のホームページからダウンロードして報告にしてもらおうと、そういうものでございます。

それと、資料を１ページおめくりいただきますと、資料１－７でございます。こちらは今、新旧でお話しした採捕に関する事務取扱要領を言葉に直したものでございます。先ほど御説明をした新旧対照表と平仄は全て合わせてありますので、説明は省略させていただきます。

そして、資料を進み一番最後のページをおめくりください。資料１－８でございます。資料１－８は、委員会指示に基づきまして、違反者への対応方針ということでございます。これは、秋の広調委でお認めいただいた１番には、関係者に対して出頭を求めたり、必要な報告を徴収するというのを書いてございます。

加えて下の２ポツには「裏付命令」を出すということを書いてございます。これは従来どおりの内容でございます。

以上がこの４月から新しい漁期を迎えますに当たっての委員会指示の措置の見直しについての内容でございます。

また資料１－１の方に戻っていただけますでしょうか。横置き資料でございます。

今はその２ページ目までをお話をしましたので、３ページ目をお開きください。

３ページ目からは、先ほど申し上げた中長期的な部分でございまして、まずは新規の管理措置として届出制についてでございます。まず、上の方に赤字で書いてございます、現在のクロマグロ遊漁の全体像が不明であることを踏まえ、全体像を把握することを主な目

的として、以下の内容とする委員会指示による届出制を令和8年4月1日から新たに導入するという事で意見の一致を見たところでございます。

合同会議は3回開催をしました。非常に詰めた議論になりまして、回によっては4時間を超えるような長丁場の議論にもなりました。この届出制につきましては、この4月1日から直ちに導入すべきであるという意見もある一方で、やはりしっかりとした制度にしていくためには十分な周知期間を設けることも必要であろうと、そういう議論もございまして、合同会議の結論としますと、令和8年4月1日から届出制を導入するという事で意見の一致を見たところでございます。

内容については、まだ今後、若干積み残しがありますものですから変更の可能性があるというところでございますが、現状で意見の一致を見ている内容としますと、以下の下の表に書いてございます。

左側には採捕をしようとする遊漁者でございます。右側にはそういうくろまぐろを採捕しようとする遊漁者を案内をする遊漁船業者、遊漁船以外の船舶、プレジャーボートについての船舶に関する規定というものを書き分けております。

そして、届出の内容としますと、これは氏名、住所、電話番号、メールアドレス、この基本情報は遊漁者、船舶関係者、それは共通でありますけれども、遊漁者につきましては、加えて使用する予定の船舶、それと出入港予定場所を任意で届け出てもらってはどうかと考えております。

そして、受付の期間につきましては、遊漁者については採捕しようとする日の1営業日前までに届出をしてもらうということ、届出の回数としますと、委員会指示の有効期間のうちに1回届け出てもらおうということでございます。令和8年4月1日から、これは1年間の有効期間を考えておりますけれども、令和8年の4月1日早々にもうクロマグロ遊漁をすることが分かっているのであれば、その時点で届出をする方もいらっしゃるかもしれませんし、釣りに行くことが具体的に決まった段階で届出をされる方、様々いらっしゃると思いますけれども、委員会指示の有効期間のうちに1回届け出てもらおうと。

少なくとも最短で考えますと、1営業日前までには届出をしてもらう、届出をしてから釣りをしてもらうということを考えております。

そして、届出の方法としますと、電子フォーマット、メール、アプリ等々ありますけれども、加えて今、水産庁の方で届出を24時間受け付けることができるシステムの開発を進めているところでございます。

参考までに申し上げますと、このシステムは今、さきの補正予算で措置した予算を活用している都合で、実際の完成までには今年中は少し時間が掛かるかなと考えております。

それと、未届者への対応でございます。二つ書いてございますけれども、届出を行っていない者はクロマグロを採捕してはならないということと、クロマグロを意図せずに採捕した場合には直ちに海中に放流しなければならないということまで委員会指示に盛り込んでどうかということで、意見の一致を見たところでございます。

右側の船舶についてでございます。船舶についての届出の内容としますと、四つの基本的な情報は遊漁者と変わりませんけれども、船舶の関係については船名と、遊漁船の場合には遊漁船の登録番号、プレジャー・ボートについては船舶番号、そして出入港の予定場所を届出をしてもらうということを考えております。

そして、届出の受付の期間でございますけれども、これはまだ空欄になっております。令和8年の4月1日から導入になりますので、どのタイミングで、例えば1か月なり2か月なり届出の受付期間というのを設ける必要があるだろうと思っておりますが、ここについてはまだ議論が収れんをしておりません。

そして、届出の回数につきましては、受付の期間のうちに1回ということで考えてございます。遊漁船であれプレジャー・ボートであれ、1年間の釣りに行く計画というのはそれなりに決まっているであろうと考えておりますので、年初にあらかじめ一回届出をしていただければいいのではないかと考えております。

届出の方法については、遊漁者と一緒でございます。

未届者への対応につきましては、届出を行っていない者は、遊漁によりクロマグロを採捕しようとする者を漁場に案内してはならないということの規定をしたいと考えております。

これが合同会議で意見の一致を見ました届出制の考え方でございます。

続きまして、4ページ目をお開きください。4ページ目は、キャッチ・アンド・リリースについてでございます。

キャッチ・アンド・リリースにつきましては、委員の間で意見が分かれてございます。主な意見を六つほど書いておりますけれども、一つ目は、キャッチ・アンド・リリースが認められれば釣り人の不安は解消される。一方で持ち帰りたいと考えている遊漁者も大切にする必要があるということ。

二つ目に、採捕期間中、一定数量に達した段階でキャッチ・アンド・リリースに切り替

える方法を併用できれば、少ない配分量でも遊漁船業者は長期間営業できるようになると、これはイメージとしますと、今は60トンの数量で管理をしていますけれども、例えば60トンのうち50トンに積み上がった段階で、残り10トンはキャッチ・アンド・リリース・オンリーにすれば長い間営業ができるようになるのではないかと、こういうアイデアが遊漁関係者からあったところでございます。

三つ目としますと、一方で、漁業者は採捕停止命令が出たならば、定置網漁業ではクロマグロ以外の魚が逃げることを覚悟で網を開放して放流しておりますし、漁船漁業では、漁場を移動して操業をしないようにしており、これら漁業とのバランスを考慮すると、採捕禁止後の遊漁のキャッチ・アンド・リリースに反対であるという意見もございました。

また、日本においては、キャッチ・アンド・リリースによる死亡が資源に与える影響についての科学的な根拠がないという意見もございました。また、キャッチ・アンド・リリースの考え方はクロマグロ以外の遊漁の管理の在り方にも影響する可能性があるので、導入に当たっては慎重に議論すべきであるという御意見があったり、最後になりますけれども、それぞれの地域で漁業者は操業禁止期間などルールを決めているけれども、それを無視して遊漁する者が特にプレジャー・ボートに見られ、漁業者が憤っている。それぞれの地域の漁業者と遊漁者が互いにリスペクトし、話し合っていくことが大切である、このような意見がありましたので、両論併記をさせていただきます。

以上、簡単でありますけれども、これまで3回会議を重ねてまいりましたくろまぐろ遊漁専門部会の合同会議の内容でございます。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

内容は三つで、今日審議していただきたいのは最初の二つで、一つは広調委の指示の方の内容と、あとは次は、新しい規制の内容について御審議いただければというふうに思っておりますが、まず本委員会から合同部会の方に出席されています委員がいらっしゃいますので、何か補足で説明することがあればお願いしたいと思います。中島委員、どうですか。

○中島委員 中島です。

城崎さんの方から詳しい説明がございましたので、補足というものはございませんけれども、ちょっと私が感じたことを二つ三つ発言させていただければと思います。

まず、先ほど城崎さん、冒頭に説明されたように、短期的な課題として今委員会指示に

どのように反映していくのか、そして長期的な課題として届出とキャッチ・アンド・リリースをどのようにしていくのか、大きく二つに分かれましたということでしたが、そのとおりだと思います。

その中で、今回委員会指示に反映されるものについては、水産庁のリードもございましたが一定の成果があったかなと私は思っております。特にこれは私もびっくりしたんですけれども、遊漁団体の関係の方がかなり積極的にこういうことをやっていこうという意見を出していただいたなど、そういうふうに思っております。

それから、長期的な課題についてですけれども、まず届出制の実施、これにつきましては、ちょっと余談になりますけれども、我々は以前から遊漁の調整、漁業と遊漁と調整をやる中でプレジャー・ボートという人たちの顔が見えないと、だからどういうふうな調整をやっていくのかということで頭を悩ませておりました。今回このクロマグロの中でプレジャー・ボートも含め届出制を実施するということが議論されておりますので、今後、クロマグロに限らず、ほかの遊漁の調整にも何らかの指針が出てくるのかなと、そういうふうに感じています。

届出制については、遊漁団体の皆さんも、それから沿岸漁業の皆さんも、これはもうベクトルが同じ方向に向かっていますので、事務的に決める必要はありますけれども、これはさほど大きな混乱はないのかなと、そういうふうに考えています。

一方、キャッチ・アンド・リリースなんですけれども、これにつきましてはベクトルがかなり大きく違っていますので、かなりの議論が行われるようになるのかなと、これが今後大変な課題だなど、そういうふうに考えています。

御案内のとおり、私たち、沿岸の海区委員の任期が法改正以降、3月末までとなっています。だから、ちょっと4月以降私がどうなるかというのは分からないんですけれども、一つお願いは、前から何度も言っていますけれども、キャッチ・アンド・リリース、山口県の沖合はそんなに遊漁で混乱していると、調整がもめているというようなことはございません、むしろクロマグロについては、北陸から東北にかけてだろうと思いますので、そちらの方の方の肌感覚、正直、私は分かりませんでしたので、また、今後のキャッチ・アンド・リリースの議論に当たっては、北陸から東北の方の方々の御意見も十分聞いていただいた上で進めていただいたらと、そういうふうに思います。

以上、補足にはなりませんでしたが、以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

私も出ていたんですが、特に補足することはないんですが、2番目の新しい規制に、管理措置については、来年度中に、まず最初に、この予告という形でアナウンスを先に出そうと、周知徹底させるためにその予告を出して、その内容はこんな感じのものですよというのをアタッチして、資料1-1の3ページになりますけれども、こんな感じのものを先に提示して、アナウンスして、周知徹底を図ろうということで合意をしております。いきなり出すのも何だし、その中身が分からないと困るだろうということもあって、そういう形でやろうということになっております。

ほかは大体、中島委員おっしゃられたとおり、キャッチ・アンド・リリースは今後議論が大変だなと、意見は真っ二つだったという感じじゃなかったかと思えますけれども、ありがとうございました。

それでは、まず、一番最初の資料1で言うと現行の委員会指示の見直しについて、いろいろ資料1-1だと2ページ目の内容になりますけれども、この内容について何か皆様から御意見、御質問等あれば承ります。

山内委員、どうぞ。

○山内委員 漁業者代表、沖縄県から来ました山内です。

二つ三つぐらいちょっと質問がありますが、一つはこの令和7年度の取組としての考え方としては、私的にはおおむね賛同できる内容であるということですね。ただ、具体的に言いますと、1人毎月1尾という設定ですけれども、30キロ以上の大型魚も100キロの大型のマグロも同じ1尾なんですね。最終的にはトン数で水産庁の方で管理するということにはなっておりますけれども、この毎月総数量で5トンずつ配分すると、これはRDなのか。RDだと思います。RDというのはエラ腹が付いたやつですね。

一方で、我々漁業者の方はエラ腹を取ったGGのキロ数で実質管理しているんですね。遊漁者の皆さんはRDで計量するのかGGで計量するのか、ここら辺の統一がされるのか、やっぱりGGで計量して報告するんだったら全員がGGにしないといけないんじゃないかなという問題ですね。

5トンをGGに直すと4,347キログラムです。5トンはないんですね。5トン割る1.15という計数で数字ははじき出すことができますけれども、そういった管理でないといけないのではないかということです。

それと、届出制というふうに考えられていらっしゃると思いますが、なぜ届出制なのか。一方で、承認制は考えなかったのか、まずはこの2点、少し教えていただきたい。

○田中会長 じゃ、城崎室長。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。

まず、報告の方法は、基本的にはエラ腹の込々の場合もあるんだというふうに思っています。釣り人によりますと、すぐエラ腹を抜いて保存するという方もいらっしゃると思いますが、そこはまだ遊漁者に対して処理の仕方まで決めているわけではありませんので、そこは遊漁者の個々人のやり方によるところがあると思いますが、基本的にはラウンドの部分になるのかなというふうに思っております。追々その報告の仕方の整理というのにも必要になってくる場合があるかなというふうに思っております。

それと、なぜ届出制なんだという話でございます。これは3ページ目の上の方にも書いたんですけども、現在、クロマグロ遊漁の全体像が不明であること、全体像を把握することを主な目的として届出制を導入するんだということを書いてございます。

これは、一部、沿岸くろまぐろ漁業の場合も若干参考にしました。沿岸くろまぐろ漁業の場合も最初に届出制を導入して、その後、時間を置かずして承認制に移行していったと、そういう経過がございます。もちろん漁業と遊漁、相当場面が、部分も違いますけれども、全体像を把握するという意味では、日本のどこにどれぐらいの遊漁者がいて、そして、その人らを案内する船、遊漁船なりプレジャー・ボートがどれぐらいいるのかという全体像をまず把握することに主眼を置きましょうということで届出制を導入したわけでありまして、この合同会議の場でも届出制を導入した後にならうかと、承認制になるのか、どうなるんだと、ロードマップでは最終的には数量管理まで持っていくというふうに書いてあるわけでありまして、そこの辺の議論を若干先走った議論もありましたけれども、現状ではまだ何も分からない状態なので、まずは届出制を導入して、全体像を把握することを主眼に置いてやってみましょうということで今回議論がされたものだというふうに思っております。

以上でございます。

○田中会長 後の方の点については、また改めて議論しますので。多分、水産庁が考えているのは、小型の一本釣りの人たちも最初届出制にして、次、承認制にして、そのうち許可になるんだらうと、そういう段取りなんじゃないかと思っておりますけれども。

それでは、最初の現行の広調委の委員会指示の見直しについて何か御意見ございますでしょうか。資料1-1だと2ページ目の内容になりますけれども。

これは先ほど中島委員からもありましたけれども、あれよあれよという間に遊漁団体の

方から改正案が、これもやってもいい、あれもやってもいいと出てびっくりしましたけれども。

よろしいですか。

はい、どうぞ。

○網谷委員 今、もともと40トンの漁獲枠の中から今回は5トンずつ12か月ということで60トンになったということでございます。それで、5トンずつ平均になるとやっぱり北陸三県に割り当てられる量というのは、漁業者としての立場ではございますが今まで5トン、5月、6月、7月ぐらいは5トンを超した割当があったわけなんです、そこをどう理解すればよろしいんでしょうかね。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。合同会議でも令和6年度、本年度の採捕の状況を見ると、特に夏前には北陸地方の採捕量が多かったということもあるので、5トンにした場合に超過する可能性があるんじゃないかと、そういう議論もございました。

そうなりますと、月によって傾斜配分をしてはどうかという議論も当然ありました。しかしながらクロマグロの来遊の状況というのが非常にこれは予測ができなくて、確かに今年は初夏の辺りには北陸地方、相当な量が回遊しましたけれども、実は一昨年を見るとそうでもなかったわけですね。今年はある湧いた状況になったと。それが来年どうなるか分からないという中で、傾斜配分するにもなかなか難しいという話ございました。そういう中で出てきたのがまずは均等割を試みようということにして、均等割をした上でやはりその地域、時期によって濃淡出てくるのであれば、それはまた合同会議を開催をして令和8年度に向けた配分をどうするべきかという、そういう議論をしていきたいと思いますということになった結果として、今まずは12月の均等割でやりましょうということになった経緯でございます。

○田中会長 網谷委員、よろしいでしょうか。

○網谷委員 はい、ありがとうございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ、土屋委員。

○土屋委員 新潟の土屋です。

今ほどの数量に関する事にちょっと確認なんですけれども、令和7年度については60トンということで、令和6年度より20トン増えたということでよろしいわけですか。そこ

ら辺というのは、どういう形で決めているのかというところも含めて教えていただければと思うんですけども。

○田中会長 これは魚谷さんの方から。

○魚谷資源管理部長 クロマグロの枠の管理については、基本的には水政審に設けられたくろまぐろ部会で配分の考え方というのを議論した上で、それに基づいて配分していくと。その配分の仕方の見直しについては、基本的には増枠があるとか、そういう枠の動きがあるときに行われるというのがこれまでの経緯でございます。

昨年実現した大型魚50%増、小型魚10%増の増枠に合わせてくろまぐろ部会での議論が行われたわけですけども、そういう中で遊漁への配分というか、留保をどれぐらい充てるかというところですけども、それについてはブロック説明会なんかでは遊漁の関係の方からすれば増やしてほしいというのがある一方で、くろまぐろ部会の議論の中でも、管理の体制等に鑑みれば増枠するべきじゃないんじゃないかという厳しい意見もあったというところがございます。

そういった中で、クロマグロのTAC意見交換会に、考え方として、小型魚は遊漁については採捕をお控えいただいているという状況ですけども、これについては大型魚の増枠の比率が1.5倍ですので、それに合わせてという形で60トンということで考え方をお示しをし、あと水政審にも、配分ではないので諮問の対象ではありませんけれども、考え方としてはこうですと水産庁の方から考え方をお示しした上で、それでやらせていただいているという経緯でございます。

以上でございます。

○田中会長 土屋委員、よろしいでしょうか。

○土屋委員 はい。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ、合瀬委員。

○合瀬委員 ありがとうございます。

今回の措置で資料1-2の最後に採捕の制限というところがありまして、「くろまぐろ(大型魚)の採捕の制限」というのがありまして、一人毎月1尾を超えて大型魚を保持してはならない、これはそのとおりなんですけど、その後に大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。通常だと大型魚を保持してはな

らないと、大型魚を保持した者は大型魚を狙った釣りは中止しなければならないというのが次に来ると思うんですが、これがこのキャッチ・アンド・リリースの是非は別として、キャッチ・アンド・リリースをしてもいいような書きぶりになっているものですから、この辺りはどういうふうに理解すればいいのかをちょっと教えていただけますでしょうか。

○田中会長 城崎さん、どうぞ。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。

ここが非常に難しいところございまして、資料1-1の4ページ目、キャッチ・アンド・リリースの紙の下から二つ目のポツ、クロマグロ以外の遊漁の管理の在り方にも影響する可能性があるので、導入に当たっては慎重に議論すべきというところにも若干関連をするんですけども、これは正直申しまして、議論が終了しなかった部分でございます。委員御指摘のように、1匹既に保持してしまった人は、本来そこでもうクロマグロ遊漁から手を引くべきであって、目的採捕はもうできないというのが漁業の世界では確かにそういうふうになるわけでありましてけれども、例えばクロマグロ遊漁のために2日、3日と船を予約している人が、1日目の一番最初に1匹釣れてしまったら、あともう2日、3日、もう全部次から手を引くのかと、キャンセルをしなくちゃいけないのかという、そういう議論にもなって、その部分まで、さすがにそこまで止めることはどうなんだというところ、そこは若干議論が未了のままになった部分があつて、そこは今後の課題として積み残しになっているという理解でございます。

しかしながら、1回釣った後に釣りをするのであつても、もう釣ったものは全て逃がしてくれということで整理をするのかなというふうに思っています。

これは、クロマグロ以外にも、例えば、まだ遊漁のTACの議論はこれからかもしれませんけれども、例えばほかの魚でキャッチ・アンド・リリースになったときに、釣り船というのは、やっぱり一回どのタイミングで釣りをやめさせるかということも、また漁業とは違った事情があるやにも思いますので、そういうことも踏まえてこの1匹釣って持ち帰ることが決まった以降の釣りの在り方というのは引き続きの検討課題としてやっていくものだろうと思っております。

済みません、ちょっと中途半端な説明かもしれませんが、以上でございます。

○田中会長 よろしいですか。

○合瀬委員 ここはまだ結論は出てないというふうなニュアンスを少し入れておいた方が、何かこれを書くときキャッチ・アンド・リリースしてもいいんだよみたいに捉えるおそれが

あるので、そこのところはちょっと書きぶりは工夫した方がいいのかなという感じはしました。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。これは、資料1-2のところはこの概要でありますので、そこは委員会指示を見られる方が誤解しないように、これが書いてあるからキャッチ・アンド・リリースが認められるんだというような誤解にならないように、そこは注意をして周知をしていきたいと思います。

○田中会長 合瀬委員の御指摘の点については議論になった点なんです、一方で実態把握という目的もあって、実際どのぐらい釣っているかというのを知りたいということもあって、もともとこの計画が調査を目的としたものだったのでこの形になる、取りあえずやろうということになっているんだと思います。

というわけで、何年も1尾釣っているという形を、まだ漁場に行っているということになるとやはり漁業法と抵触するので、不公平になっちゃうので、5年も10年できるようなものではない。多分、何年かの調査が目的が達成された段階でここはもう変えなきゃいけないんだという認識にはなったと思いますけれども、議事録の方には残っているんですか、その遊漁の方は。

○城崎沿岸・遊漁室長 合同会議の議事録も今鋭意作っているところでございまして、3回のうち1回目はもう水産庁ホームページに公表しております。2回目、3回目はちょっと枚数が、枚数90枚、100枚になっていてちょっと時間が掛かっておりますけれども、近々載せる予定にしておりますし、今お話があったようなことも議事録には掲載しております。

○田中会長 よろしいですか。

中島委員から何かございますか。

○中島委員 全く同じ意見を私も言わせていただいたんですけども、一つには、今までこの方法で来ているんですね。今度毎月になったからあれですけども、1日に1匹よということになっていましたけれども、それ以上釣ったら直ちに放流という形になっていましたので、今時点でこれ以上掘り下げるはちょっと難しいかなというのが正直な感じでした。

○田中会長 魚谷さん、どうぞ。

○魚谷資源管理部長 若干補足させていただきます。資料1-4の、正に今、中島委員がおっしゃった点ですけども、資料1-4の新旧表を見ていただければと思いますが、こ

れの3のところ、3の(1)の1行目に、1日当たりを毎月に変えているというだけで、これまでも今後も、要は保持した後にキャッチ・アンド・リリースができるというふうな解釈ができる文言にはなっているということでございます。中島委員おっしゃったように、これまでこうなっているのを、そこまでがらっと変えるのかという議論はあったということです。

一方でこの指導、この文言は文言として、指導として、じゃ、どうするのかということですけども、これは1尾保持した後に釣って、釣れた場合はそれは逃がしてくださいとなるわけですけども、これは、死んで揚がってきたりすると、このバッグ・リミットとの関係というのは非常にどうなるのかという問題が、疑義が生じるということで、そこは指導としては、長い期間釣りたいのであれば、最初からキャッチ・アンド・リリースするなりして、最後に保持するというようなことを、指導としてはそういうことをやっていくんだろうというふうに思います。

今の、現状の文言では、要は釣ること自体を否定している文言にはなっておりませんので、現状その文言を変えるのではなくて、指導としてしっかり、このバッグ・リミットの趣旨がしっかり反映されるように、実態として担保していくということだと思えます。そのところでおかしな事案が発生してくれば、やっぱりこの文言自体はちゃんとしっかりした規定にすべきじゃないかという議論も、もちろん今後出てくるんだろうというふうに理解しております。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。よろしいでしょうかね。なかなか悩ましいところなんです。

特段御質問等ないようですが、それでは本委員会としてこの広調委指示案について、御承認いただけますでしょうか。

ウェブの方もよろしいでしょうか、ウェブ参加の方も。

それでは、特段御反対ないということで、本委員会として日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号を本日付けで発出するとともに、遊漁者等によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領及び遊漁者のくろまぐろ採捕の制限の違反者への対応方針を本日付けで制定することといたします。

また、今後事務手続上、軽微な修正があった場合は会長一任とさせていただきたいと思えます。

それでは、事務局においては委員会指示についての事務手続と官報への掲載をお願いいたします。

それでは、次に、先ほどから話題になっておりますところのクロマグロ遊漁に関する届出制の導入について、これは資料1の3ページ目になりますけれども、本件につきまして御質問、御意見等あれば承りますので、よろしく願いいたします。

先ほど山内委員から御質問ありましたけれども。

はい、どうぞ、山内委員。

○山内委員 届出制の面倒くささ、船側からあるのではないかとちょっと思いました。これは有効期間の中で一回、4月1日から始まるであろう漁獲ですよ。操業というのかな、釣り業ですけれども、1日前に届出をすると、そうすれば1年間ですか、それとも2年間有効なんですか。

○城崎沿岸・遊漁室長 届出制についてはまだこれからの議論ですけれども、今のイメージは1年間の委員会指示を考えております。

○山内委員 じゃ、毎年くろまぐろを釣りたい者は1年に一回は届出をするということになりますね。ちょっと面倒くささがあるかなと思いますが、承認制とか許可制だったら、明らかに免許持っているわけですから、証明書があるわけですから、そっちの方が逆に水産庁としては管理しやすいのかなと思って承認制にしたらどうだろうと思いました。

ちょっと話は飛ぶんですけれども、この委員会指示に違反した場合は、罰則規定は基本的にないですよ。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。委員会指示なので、まず違反が見付かった場合には裏付け命令を出すということになって、裏付け命令を出したにもかかわらず同じ違反を繰り返した場合には、今度は罰則の対象になるということで、直罰はないという言い方をしますけれども、最終的には罰則が掛かるということでございます。

○山内委員 分かりました、ありがとうございます。

○田中会長 漁業者の中にも申請するのを忘れて指導された者がおりますよね。

はい、ウェブの……

○加藤委員 山形の加藤です。

○田中会長 はい、どうぞ、加藤委員。

○加藤委員 届出制、特に賛成なんですけれども、これは今たまたま動画なんかで見ると、磯とか防波堤からマグロを狙うという何か動画もたまにあったりして、これは船か

らじゃなくて、陸からする場合もこの届出が必要ということになるのでしょうか、ちょっとそれ確認させてください。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。釣り人ですので、そこは届出をしていただく必要があろうかと思います。

○田中会長 よろしいでしょうか。これは、ちょっと見にくいかもしれないんですが、左側の列が釣りをする釣り人の届出事項で、右側が船の方の案内業者とかプレジャーボートの方の届出事項というふうに分かれています。

○城崎沿岸・遊漁室長 ですので、届出の内容に使用する船舶とか出入港予定場所も任意でありますので、ここは届け出るものはないわけでありましてけれども、自分はクロマグロ釣りを陸上からやるんだという方は氏名、住所、電話番号、メールアドレス、この辺りのことは届出をしてもらうということになると理解しております。

ありがとうございます。

○加藤委員 山形の加藤です。

それでは、その辺については陸からも必要なんだよということを何らかの格好で広報していただければ有り難いと思います。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。そういう広報の重要性、正しく今、委員がおっしゃるように、どこにクロマグロ遊漁をする方がいるか分からないということで、十分な周知をすべきであろうということで令和8年4月1日からということになりました。もちろんこの間、今も広報を始めておりますけれども、この1年間しっかり準備をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

加藤委員、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○加藤委員 それで結構だと思いますので、よろしくお願いします。

○田中会長 ありがとうございます。

これは、そうするとあれですかね、予告の段階で、もう入れるということになりますかね。

○城崎沿岸・遊漁室長 届出制を令和8年4月1日から実施をするんだということで、この委員会で確認がされれば、その旨は水産庁のホームページにも掲載していきたいと思っておりますし、実際この3ページ目に書いてあることをまだ変更する可能性はあり得るべ

しという書きぶりになっておりますけれども、こういうことで議論が進んでいるんだという事は速やかに遊漁関係者に周知をしていきたいと思っております。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

そもそも届出制を反対される方っていらっしゃいますかね。いないと思うんですが。

よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。本委員会としてくろまぐろ遊漁に関する届出制は令和8年4月から導入することで承認したいと思っておりますので、事務局におかれましては、釣り関係者の協力を得ながら周知の取組を今からしっかり行っていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

また、届出制に係る委員会指示については、くろまぐろ遊漁部会で最終的な案を整理いたしました上で、基本的には11月の本委員会で審議・決定したいと思っておりますので、事務局におかれましては引き続き対応をよろしくお願いいたします。

二つ目は終わりました、三つ目のキャッチ・アンド・リリースについては継続審議ということでよろしいですかね。特段どうしても何か発言したいということがあれば承りますけれども。

特にないということで、それでは議題の1についてはここで閉じさせていただきます。

川越委員、何かよろしいですか。はい、どうぞ。帰られるそうなので。

○川越委員 届出制はいけないとは言わないんですけれども、実は私のところでも、そうすると多くの漁業者というか、遊漁者の申請が届けられます。しかし、中身を見てみると実績がないもの、この扱いをどうしたらいいんだろうというところの考えがあれば、翌年ですよね、例えば翌年に届出制はいいんだけど、誰もかれも可能性もなくとも手を挙げて届けはする、しかし実績はない、数ばかり増える、どうするんですか、そういう場合はと。ただ何でも受け付けて、私は釣りたいんですという者であれば全てオーケーするんですか。今後そういう話が出てこないんですか。そのことだけ一言。

○田中会長 多分お答えできると思っておりますので。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。遊漁の場合は、そこも含めてどれぐらいいるのか、それが何千人いるのか、何万人いるのかそれすらも分からないので、まずはそこを把握した上で、そこから先のことをもう一回改めてそのデータを踏まえて議論していきたいと思っております。今現在、現時点で先のことまで見越しているところでは正直ござ

いません。

ありがとうございます。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、議題の1はここで閉じさせていただきます、それでは引き続きまして議題2、九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示についてでございます。事務局より説明、よろしくお願いいたします。

○渡邊資源課長 九州漁業調整事務所の渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議題（2）の九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について御説明いたします。資料2-1を御覧ください。

1ページ目が、委員会指示第80号（案）の概要の資料となります。委員会指示につきましては、基本的にはこれまでと同様の内容となっておりますけれども、改めましてこちらの資料を使用しまして簡単に御説明いたします。

トラフグの委員会指示につきましては、まず1の承認制・届出制の実施といたしまして、①の承認制の対象船舶は総トン数5トン以上のとらふぐはえ縄漁船とし、また、漁獲努力量の増加を制限するために、②のとおり、各県ごとに承認隻数の上限を定めております。

そして、③の届出制の対象船舶につきましては、5トン未満のとらふぐはえ縄漁船としております。

次に、2の承認番号の表示につきましては、承認を受けたとらふぐはえ縄漁船船橋の両側の見やすい場所に承認番号を表示することとしております。

次に、3の操業期間の制限につきましては、海域を五つに分けまして、海域ごと及び漁法ごとに休漁期間を設定しております。次の2ページの別紙に海域ごとの休漁期間の一覧を添付してございまして、次の3ページがこれを地図に落としたものとなっております。

それでは、済みません、また1ページに戻っていただきまして、次に4の小型魚の再放流についてですけれども、こちらについては全海域で全長30センチメートル以下の小型魚の再放流に取り組んでいただくということにしております。

次に、5の漁獲成績報告書の提出につきましては、令和7年9月から翌年の令和8年4月まで、こちらの操業記録を提出していただくというふうになっております。

最後ですけれども、最後に6の指示の有効期間でございますけれども、令和7年度漁期ということございまして、令和7年5月1日から翌年の令和8年5月31日までとしております。

以上が委員会指示（案）の内容となっております、冒頭でもお話ししましたとおり、これまでと同様の内容というふうになっております。

そして、12ページからが承認事務の取扱要領となりますが、今回は前年の要領から一部変更したいと考えておりますので、新旧対照表を付けさせていただいております。

修正点につきましては赤字の部分となりますが、大きな変更点のみ御説明させていただきますと思います。

まずは、済みません、14ページをお開きください。

項目15のその他のところでございますけれども、申請書類の中で申請者の氏名ですとか船名に常用漢字以外の漢字を使用されているということがございます。それを常用漢字に修正できる規定を設けること、そして、漁業協同組合などの名称を通用名で書かれているというような書類もございましたので、そういう書類につきましては正式名称に修正できるようにすること、この2点につきまして、これは沿岸くろまぐろ漁業の承認手続でも同様の規定が盛り込まれているということも踏まえまして、新たに規定を設けたいというふうに考えております。

次に、21ページを御覧ください。

済みません、ちょっと字が小さくて申し訳ないんですけども、漁獲成績報告書の取扱いについてでございます。漁獲成績報告書につきましては、これまでも資源評価などの取組に活用させていただいたところなんですけれども、大臣許可漁業などの漁獲成績報告書と同様に、国の関係機関や関係県への提供に同意いただいているということを確認するための項目を新たに設けたいというふうに考えております。

以上が事務取扱要領（案）に関する主な変更点でございます。

そして、24ページからはその変更を溶け込ませた事務取扱要領（案）というふうになっております。

以上が九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら承ります。関係する県は山口から熊本県ですかね。例年どおりなので特段ないとは思いますが、よろしいでしょうか。

特段御反対がないということで、ありがとうございます。

それでは、本委員会として日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第80号を本日付けで発出するとともに、とらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領を本日付けで制定することといたします。

また、今後の事務手続上、軽微な修正等があった場合は会長一任とさせていただきたいと思っております。事務局におかれましては、委員会指示についての事務手続と官報への掲載をよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして議題の3、有明海ガザミに関する委員会指示についてです。事務局より資料の説明、よろしくお願いいたします。

○渡邊資源課長 九州漁業調整事務所、渡邊です。

それでは、引き続きまして、議題（3）の有明海ガザミに関する委員会指示（案）について御説明いたします。

資料3-1を御覧ください。委員会指示（案）の内容でございますけれども、こちらについては取組の実効性を担保するために、来年度も引き続き採捕禁止期間の設定に関する指示を行いたいと思っております。

具体的な指示の内容につきましては、有明海において令和7年6月1日から6月15日までの15日間、たも網、その他すくい網によるガザミの採捕を禁止するとしておりまして、こちらもこれまでと同様の内容となっております。

指示の有効期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとしております。

そして、次のページですけれども、この委員会指示によるガザミの採捕禁止の措置などの周知に関しましては、こちらの資料3-2の2ページ以降に添付しておりますリーフレットを、これまでと同様にマリーナですとか釣具店などに配布するというふうにしております。

このリーフレットにつきましてはちょっと変更がございまして、今年度どこまでが委員会の指示の対象となる有明海なのかというような御質問を採捕者等の方から受けるというようなことがございましたので、2ページのちょうど右側の真ん中のところですが、採捕者向けのリーフレットの中に「有明海とは・・・」という記述を新たに加えております。このリーフレットの配布を通じて有明海のガザミの関係者の方々にも御協力を頂きながら、漁業者、遊漁者、また広く一般にも広域的な資源管理の取組について知っていただけるように、引き続き周知の方に努めてまいりたいというふうに考えております。

そして、資料3-5の5ページ、6ページ。こちらは参考として、広域資源管理方針の概要を付けております。

以上が、有明海ガザミに関する委員会指示（案）についての説明となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等ございますでしょうか。

大きな修正点はないと、例年どおりということで、遊漁者からの質問に対応するために、有明海とはという地図入りのものを新たに追加したということだそうです。

関係する県は鹿児島を除く九州の県ですかね。関係府県、よろしいですか。

ありがとうございます。特段御反対ないということですので、それでは本委員会として日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第81号を本日付けで発出することとし、今後の事務手続上軽微な修正があった場合は、会長一任とさせていただきたいと思ひます。

事務局におかれましては、委員会指示の事務手続と官報への掲載をよろしくお願ひいたします。

それでは引き続き、議題の4、広域資源の管理について—日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシについてです。まずは資源評価結果について水産資源研究所から御説明いただき、続いて資源管理の取組内容について事務局より説明を頂きます。

それでは。まず水産資源研究所の黒田副部長より、日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシの資源評価について御説明よろしくお願ひいたします。

○黒田副部長 よろしくお願ひします。

資料4、まずマアジから説明させていただきます。昨年8月に資源評価を行ひまして、このような案をまとめております。

まず、図2になりますが、本資源評価では日本と韓国の漁獲を合わせた資源評価を行っております。ここ20年ぐらいですか、大体10万ちょっとぐらいの漁獲が見られてきたんですが、日本の漁獲が最近減つていまして、2023年は日本が7.1万トンに対して韓国は3.9万トンということになっております。

次、お願ひします。

資源評価では、こういった漁獲量に加えていろんな資源量指標値というものを使っております。基本的には、2023年に0歳、1歳のものを中心に、大体前年に比べて低くなつていくというのが特徴です。一方、3歳のまき網の指標は伸びているという形になります。

右下の絵ですね。

次、お願いします。

こういった感じで、漁獲の情報、CPU Eの情報、先ほどの指標については調査の情報も入っていましたが、そういったものを統合して資源評価を行っております。得られた資源量の推定値が、この図5になっております。

オレンジを見ていただくと、これが資源量全体に当たるんですが、このように、ここ20年ぐらいは比較的いいレベルで安定しているというふうに見えるかもしれませんが、ただ、去年から見ると少し減っていると、2023年ですね、ということが分かります。一つ理由としては、この青で示したのが加入量になりますが、この加入量が2023年に減少しているということが資源量の全体的な減少にも寄与しているというふうに見ております。

次、お願いします。

こちらはマアジで使っています再生産関係、先ほどと同じになりますが親と加入の関係を見たもので、最近少し加入が低調になっているということがこの絵からも分かると思います。

管理基準値については右の絵のことが示しているんですが、目標管理基準値として25.4万トンと、そのときのMSYが15.8万トンであるというふうに考えているところです。

次、お願いします。

現状の親魚量と漁獲圧についてまとめたのが、この図9の神戸プロットになります。これ、見ていただいて分かるんですが、ここ数年、10年ぐらいですか、大体右下の方にずっと動いていっているということが分かるかと思います。このように親魚量でいいますと、このグリーンのところですね、1を超えていますので目標以上にあって、かつ漁獲圧についても1を下回るという形になっているということです。つまり先ほど言ったように加入は減少傾向にはあるんですが、漁獲圧は低いというわけで、資源は何とか保たれているんだということになっております。

10については、その漁獲圧の漁獲管理規則の方をまとめております。マアジの場合は0.95の F_{msy} がその基準となっているということです。

次、お願いします。

こちらはこの0.95の F_{msy} で獲った場合の将来予測、左が親魚量、右が漁獲量になります。このような形で将来的に、ちょうど赤のグラフになりますかね。目標管理基準値 S_{Bmsy} 付近に資源を維持することができるという形になっております。

次、お願いします。

こちらは、それを表にまとめた絵になるんですが、上の方が親魚量のグラフで、2031年に目標値を上回る確率としては、今、57%あるという形になっております。下の方がそのときの漁獲量になっていまして、2025年のABCは14.6万トンという形になっているということです。

以上になります。

次が、マサバですかね。マサバお願いします。

マサバ、対馬の方も資源評価は日本と韓国、漁獲を合わせたもので、1973年から行っております。左下が漁獲量になりますが、ここ20年ぐらい大体20万トンちょっと超えるぐらいのレベルで漁獲が続いております。大体、日韓同じぐらいの比率で、2023年は日本は10.2万トン、韓国が12万トンという形でした。これを年齢別漁獲尾数という図3のような形に変換して、資源評価を行っているということになります。

次、お願いします。

こちらにも主にまき網の指標値CPU Eや、産卵量、右下の調査のデータを使って、資源量指標値というものを使って、これを加味した上で資源評価を行っているということです。2023年、どの指標も比較的高い水準を示していることが、ここからも分かるかと思えます。

次、お願いします。

こちらにも先ほどと同じように、オレンジが資源量、青が加入量で、グレーが親魚量を表しております。ここ最近で見ますと、一時期、2019年ぐらいですか、加入が落ち込んでいた時期があったのですが、それが徐々に戻りつつあるということです。資源量も、加入の回復に伴って同様に伸びてきているということが分かるかと思えます。親魚量についても、少し見づらい部分はあるんですが、増加傾向にあるというふうに見ていることになります。

次、お願いします。

それでマサバについては、今年度、目標管理基準値の見直しというものを行っております。まだ正式に決定はしていないので、ここでは案という言葉が付いてはいるんですが、このように再生産関係についてはリッカー式を適用するという案を今議論しているところです。管理基準値案としても、目標管理基準値は33万トン、それに対してMSYが26.7万トンであるというふうに我々は推定しているという形になります。

次、お願いします。

神戸プロットもこのようになっていまして、資源量については、親魚量ですかね。まだ

目標管理基準値までは達していないんですが、ここ5年ぐらい徐々に増加の傾向、要は右側に寄っていているということが分かります。漁獲圧についても、大体 F_{msy} 、少し下回るぐらいの水準にあるということで、傾向としてはいい方向に向かっているのかなというような形になっております。

右側が漁獲管理規則案になりますが、こちらも今のところ $0.95F_{msy}$ でいいんじゃないかというのが、この間のステークホルダー会議での議論だったというふうに私は解釈しております。

次、お願いします。

こちらは $\beta 0.95$ ですね。そのときの将来予測の絵になります。左が親魚量、右が漁獲量とこのような形で、もう少し親魚量が伸びて漁獲量も少し伸びていくというふうに予測しているという形になります。

次、お願いします。

表に直したものがこのようになりますが、仮に 0.95 でやった場合になりますが、2035年に目標案を上回る確率は61%というふうに予測されております。また、 0.95 のときの2025年の暦年のABCは25.2万トンです。サバは漁期年での管理になりますので、 0.95 での漁期年のとき漁獲量としては25.7万トンになるというのが、その下の表の説明に書いてあることです。

以上がマサバになります。

最後に、マイワシですね。マイワシいきます。マイワシについては、日本の漁獲のみを考えているという形になります。漁獲量の変動は非常に大きいというふうに、この下の図からも分かるんですが、最近、非常に伸びてきているということで、特に2023年は11.6万トンということで、その前年よりかなり増えたという形になっております。

右側、年齢別漁獲尾数で見ても分かりますが、特に青で示した0歳魚が2023年たくさん獲れた、特に九州周辺ですね。獲れたというのが大きな特徴です。

次、お願いします。

こちら資源量指標値を表したものになりますが、左上ですか、産卵量という調査のデータであったり、島根のCPE、まき網のCPEなんかは非常に伸びてきているということが分かるかと思います。

右がそれを使ったときの評価結果になりますが、大体2010年ぐらいから徐々に増えてはきていたんですが、2020年以降その増加が急激になりまして、2023年も資源量はかなり多

かったということです。133万トンぐらいですかね、それぐらいになっているということです。その理由の一つとしては加入が効いているんだろーうということになりますが、親魚としても伸びてはいるということです。

次、お願いします。

これも先ほどのちょっと言い直しになりますが、再生産関係で見ても、2023年というのは、この右上のちっちゃい図にはなりますが、かなりよかったんだということが分かるかと思います。マイワシにつきましては、目標管理基準値、親の量としては109.3万トンで、MSYは33.8万トンというふうに見込んでおります。

次、お願いします。

神戸プロットになりますが、これもちょっとその図8の右の上の方ですか、見ていただければと思うんですが、随分低い方ですとずっと長年いたんですが、この3年ぐらいですか、大分右側に寄ってきているということになっております。

漁獲圧としても一応、十分に下回るレベルであるということです。2023年は、その限界管理基準値を超えたというのが一つの大きな特徴かと思えます。このマイワシについては β としては0.75の F_{msy} を将来の漁獲圧として計算を行っているというのが、右の図です。

次、お願いします。

これが将来予測の結果にはなるんですが、2025年に今のペースでいけば目標管理基準値の109.3万トンも超えるだろうというふうに見込んでおります。MSY、漁獲の方もMSYを超えていくというような形、超えてはいないですね。申し訳ありません。それに近づいていくという形になっております。

次、お願いします。

最後はその表になりますが、 β 0.75の場合、親魚量としては2031年に69%の確率で目標を超えていくということで、漁獲量の方についても2025年は32.6万トン、つまりこれをABCとして我々は提案しているという形になります。

資源評価の概略は以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等あれば承ります。

よろしいですか。

はい、どうぞ。

○波積委員 御説明ありがとうございます。マアジとマサバとマイワシで、特にマアジの資源が厳しいということがよく分かったんですけれども、資料4-1の1ページのところで若干韓国の方が伸びているというか、そういう数値が出ているんですが、これは漁場の関係なのか、一時的なものなのか、もしお分かりでしたら教えてください。

○黒田副部長 ありがとうございます。我々も非常にこの部分、注目している部分であるんですが、正直言ってまだ理由はよく分かっていません。もしかすると魚の分布が少し韓国寄りに行っているのかなという気もしているんですが、まだ残念ながら確認できていないのが現状です。

以上です。

○波積委員 ありがとうございます。

○田中会長 中島委員、どうぞ。

○中島委員 済みません、中島です。

雑な質問で申し訳ないんですけれども、最近、海水温が上がっておるということで、かなり魚の要するに操業海域が随分変わってきているというようなニュースをよく見るんですけれども。この3種については東シナ海から日本海に広範にわたるということで、あまり水温上昇の影響はないのかなと思いますけれども、餌料、餌の関係なんかも含めて何かその辺、今までの研究の中で知見があれば、ちょっと教示いただいたらと思います。

○黒田副部長 ありがとうございます。太平洋側と比べてという話になるのかもしれないんですが、そこまで極端な何か温暖化なり海水温の影響が強く出ているというような、今のところのデータはないというふうに認識しております。

ただし、例えばマサバの産卵量の分布なんかを見ていると、日本海側でかなり産んでいるということもあるので、もしかしたらそういうところに何か影響はあるのかなというふうな想像はできるんですけれども、まだ確固とした科学的な研究が進んでいるわけではないというのが現状です。

以上です。

○田中会長 ほか、ございますでしょうか。

ちなみに、私の方から一つ。将来予測するときに、今、御質問のあった韓国の漁獲圧、つまり韓国は規制なしという前提で将来予測されているんでしょうか。いつも漁業者と話しすると、そこがもめるネタになるんですが。

○黒田副部長 計算上は、韓国も日本に従って同じように管理をされていくはずだという

前提でやっております。

○田中会長 はい、分かりました。ということは、日韓で資源管理の体制が出来上がっているという理解でよろしいでしょうか。

○黒田副部長 それは水産庁に聞いていただきたいんですが、私が知っている限りではマサバについてはTAC管理が韓国では行われているんですが、マアジについてはそういう状況じゃないということだけは把握しております。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。そういう状況だそうでございます。

ちなみに、もう一つ。御存じであったら教えてほしいんですけども、万トン単位で獲っているじゃないですか、アジ、サバ。これ、どんな形で韓国内では消費されているんでしょうかね。

○黒田副部長 そうですね。そこは僕はあまり正しい知識は持ち合わせていないんですが、どうですかね。むしろ、そちらにいる皆さんの方が御存じかと思います。サバについては比較的日本に近いような利用法かなと思うんですけども、マアジはどうですかね。食べるイメージはないんですけども、日本に輸出したりしているのかもしれないんですが、確かな情報はありません。

○田中会長 はい、分かりました。ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、ないようですので、続きまして日本海西部・九州西海域マアジ・マサバ・マイワシの広域資源管理方針に基づく令和6年度の取組状況について、事務局より資料の説明をよろしく願いいたします。

○渡邊資源課長 九州漁業調整事務所の渡邊です。

それでは、引き続きまして、(4)の日本海西部・九州西海域マアジ・マサバ・マイワシの広域資源管理方針に基づく令和6年度の取組状況について御報告いたします。

資料4-2、12ページを御覧ください。

1の漁獲努力量削減措置の実施状況についてでございます。今年度もこの取組、行っております漁業種類ですとか、漁業団体、措置につきましては従来からの変更はございません。

まず、大中型まき網漁業につきましては、前年と同様に休漁の取組が実施されております。

す。そして、中型まき網漁業につきましては、前年と同様に山陰旋網漁業協同組合が休漁のほか漁獲量制限の取組を実施しております。また、長崎県の旋網協同組合では、漁場移動を実施しております。

簡単にはそのような状況でございますが、次に一番下の2の保護措置についてでございますけれども、こちらについても前年と同様に五島西方沖地区と隠岐海峡地区のマウンド礁の周辺での操業自粛、こちらの取組を行っております。

そして、今、御報告させていただきました取組状況についての話し合いを行います九州漁業調整事務所主催の広域資源管理検討会議につきましては、現在、まき網業界の方で様々な会議において資源管理の話し合いが行われているというようなこともございますので、メールによる書面の確認というような形を取らせていただきまして、本年1月に開催させていただきます。

続きまして、1ページめくっていただきまして13ページ、広域資源管理方針の概要となります。

四つ目のポツのところの「講じる措置」の項目につきまして、一応、令和8年度に完成予定の大隅海峡地区のマウンド礁においても、完成しましたらほかのマウンド礁と同等の保護措置に取り組むということとしておりまして、既に関係の漁業者にも説明しているところでございます。そのため完成後はこの方針を変更する予定というふうにしておりますので、括弧書きの【参考】という形で赤字で記載の上、御報告させていただきたいというふうに思います。

また、この文章のみの資料のほかに図の入った簡易版の方針の概要を、次の14ページと15ページに付けさせていただいておりますので、参考として御覧いただければというふうに思います。

簡単ではございますが、報告は以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等あれば承ります。

はい、どうぞ。

○岩田委員 山陰旋網の岩田です。御説明ありがとうございます。黒田副部長の御説明から今の管理の報告まで含めて、意見として一言申し上げます。

特に対馬暖流系群のマイワシについては良い資源状態になって、来年2025年のABCは32万6千トンという数字が示されていまして、かなり良い状態になってきていると認識し

ています。これは望ましい状態ですけれども、一方水揚げのトン数は、私の記憶ですけれども令和6年度で対馬暖流系群全体のマイワシで14万トン強ぐらいだったと思うんですね。ABCとTACは同数で22万2千トンだったと思いますので消化率でいうと63%でした。現在水揚げ制限措置をしているので、来年度もTACがこれ以上増えても恐らく同じようなレベルの水揚げで推移するのではないかなということを考えています。来年のTAC32万6千トンに対して、恐らく15万トン前後の水揚げになるのではないかというふうに思います。水揚げ制限をしているのは陸上の凍結・保管能力不足のためです。

資源の有効利用という観点では大きな問題であります。、資源管理の結果、資源がMSY水準になっても一方で水揚げ制限をやっているわけです。資源の有効利用・水産業の成長産業化ということを考えると、今まで通りの資源管理に加えてもっと資源を有効利用してTACの消化率を上げていくことそういう方向に舵を切るといいますか、のための施策を資源管理と並行して講じていくことを水産庁におかれましては具体的に検討をしていただきたいと思います。意見として申し上げておきます。

○田中会長 水産庁の方で何か。じゃ、魚谷部長よろしくお願いします。

○魚谷資源管理部長 ありがとうございます。今、岩田委員から御意見あった点については、これまでも何回か御指摘、別の機会にも御指摘あった点だと思います。

このマイワシ対馬暖流系群の今のTACの管理を導入したときに、私自身が資源管理推進室長で漁獲シナリオ等を決めたときの話を御紹介させていただきますと、この話をされるときに常に私はそのことを思い出しますが、当時の議論としては、非常に資源状況が悪くて限界管理基準値を下回っているという状況もあって、たしかあの当時ではABC、まともに計算すると5万トン程度になっていたかと思います。

そういう中で、関係の漁業者の皆さんから、特に山陰の皆さんですけれども、いろいろ言われたものの一つが、要はMSYが、これはマイワシの対馬暖流系群32万トンですか、33.8万トン。30万トンを超えているけれども、実際の西日本の水揚げのキャパシティを考えると、33万トンあっても揚げられませんか。ですので、将来的には20万トン前半ぐらいあればいいので、取りあえず最初、管理導入の当初は高い漁獲圧で取らせてもらいたい。そうしないと、要は、揚げられない30万トンを目指して初年度5万トンというのは対応できないというような御意見があって、結局、採択した漁獲シナリオは、最初の3年間だったと記憶しておりますけれども、 β 、この漁獲圧の係数ですね。 β を0.8、高めにとって、この0.8というのは限界管理基準値を下回っているので、本来はそれに更に係数を掛ける

んですけれども、その係数を掛けない形の0.8で獲って、4年目からは0.75に下げる、という漁獲シナリオを採択したということです。ですので、そういう水揚げのキャパシティを考慮した上で漁獲シナリオを決めたわけでありまして、当時はですね。

実際、当時の予測どおり資源はどんどん回復して行って、現状になりますと、もっと揚げたいと。揚げたいというのは水揚げしたいということで、岩田委員のおっしゃった、水産庁として舵を切るという話は、その陸上のキャパシティを上げるような政策をやってもraitたいという御趣旨だと理解はしております。

なかなか、その、陸上のキャパシティといっても、例えば冷蔵庫ですとか、漁港施設もそうなんでしょうけれども、更に言えばその先のその物流関係のものも含めて、というところを考えないといけないというところで、なかなか水産庁でやれる部分というのは限界があるわけです。一方で資源管理、これは漁業の成長産業化というところを目標にしてやっているわけですから、そっちの方も、もちろん考えていく必要はあるというふうには考えております。

一方で、今、資源がいいから、陸上の施設、インフラをそれに合わせてどんどん整備してしまっているのかと言われると、マイワシのような資源の特性を考えると将来的にはオーバー・キャパシティになる、立ち行かなくなるという懸念ももちろんあるわけですから、そこは資源の評価の中で均したときに、どれぐらいのキャパシティを目指すのがいいのかというのは、しっかり考えて、そういう施策もやっていかないと後々また、昔の日本全国でマイワシが400万トン獲れていた頃、その後起きた事態というのをよくよく考えて対応していく必要はあるというふうには考えてございます。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

いいですか。はい、どうぞ。

○岩田委員 ありがとうございます。MSYの考え方は持続していくということであるので、陸上処理能力も資源とバランスした状態を維持出来るよう是非そういう施策・支援の措置を考えていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○田中会長 ありがとうございます。

なかなか浮魚の場合は、私はいろいろなところ行っているんだけど、資源変動対応型にしないと難しいかなと。釧路の例を見ると、豊漁のときはミール工場が建ち並んでい

たけれども、不漁になったら全部なくなってしまうものすごい激的な変化になりますので。その辺をどう対応するかというのは、研究者の方でも考えなきゃいけないことかなというふうに思っております。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、次に進みたいと思います。

議題の5ですね。議題の5は、国が行う特定漁港漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）についてです。事務局より資料の説明、よろしくお願いいたします。

○柳瀬上席漁港漁場専門官 水産庁事業課の柳瀬と申します。よろしくお願いいたします。

私の方から資料5について説明をさせていただきます。

本議題につきましては、漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条第1項に基づきまして、国が特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合には、特定漁港漁場整備事業計画を定め公表しなければならないとされておりまして、同じく第2号の規定に基づきまして本委員会の御意見を求めるということでございます。なお、新規地区の事業採択につきましては国会での予算成立以降となりますが、事務手続を円滑に進めるために事前にお諮りさせていただくというものでございます。御了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございます。フロンティア漁場整備事業でございますが、平成19年度に事業を創設して以来、排他的経済水域におきましてTAC対象種を対象とした漁場の整備を行ってきております。

資料5-2ということで1枚めくっていただきまして、今回御説明をさせていただきます。隠岐海峡地区でございます。令和7年度に着手をしようとしておるところでございます。マイワシ、マサバ及びマアジの資源の増大を図るために、隠岐海峡の東側にマウンド礁を整備するというものでございます。隠岐海峡において、これまで東側と西側に1基ずつ既に整備をしておるところでございますが、これを更に1基追加で整備をするということでございます。

次のページ、資料5-3ですが、その次の資料5-4ということで、今、御説明をさせていただきましたが、特定漁港漁場整備事業計画書というものを定めることになっているんですが、この内容をコンパクトにまとめたものが、その前の資料5-3ということでございます。こちらで御説明をさせていただきます。

目的でございますが、近年減少傾向にある対馬暖流系群マイワシ・マサバ・マアジの資

源増大を目的に、隠岐海峡においてマウンド礁を造成し、将来にわたる安定的な漁業生産活動、また水産物の安定供給の確保を図るものでございます。

2番目、施行に係る区域及び工事に関する事項という項目がございます。区域名でございますが隠岐海峡地区、対象生物、それから計画工事の種目については、ここに記載のとおりでございます。

3の事業費に関する事項でございます。計画事業費40億、それから都道府県に負担を頂くようになっておりますが、今回、島根県と鳥取県の両県から御負担を頂くということで全体の100分の25の割合を県から負担を頂くんですが、その100分の25をそれぞれ、島根県が100分の91、鳥取県が100分の9、91%と9%で分担して御負担を頂くという内容になってございます。

効果に関する事項ということで、費用対効果分析を実施しておりまして、B/Cが1.64と計算されております。

それから、環境の調和に関する事項ということで、マウンド礁を整備することにより生物環境の改善、資源の回復ということを目的としております。

それから、ほかに計画の中には他の水産業に関する施策との関係性といったようなことも記載することになっておりますが、境漁港ですとか、それから関係市場についてのことを記載をさせていただいております。

新しい計画についての説明は以上でございます。

それから、資料5-5ということで、14ページでございます。先ほど冒頭申し上げました通り、本委員会に意見を求めるということで、今回その概要を意見聴取ということで説明させて頂きましたが、「特定漁港漁場整備事業計画（案）」を提出させていただいているという資料でございます。

それから、続きまして、今までがその新しい地区の話なんですけど、現在実施中の大隅海峡地区の工事に関するところでございます。

当初予定で、令和7年度、来年度で完了する予定で事業を進めてきたところなんですけど、先ほど広域資源管理方針のところでも触れられましたが、事業の進捗の状況から令和7年で終わらず令和8年まで掛かるということで、事業期間を1年間だけ延長するという軽微な変更という手続なんですけど、を行っておりますので御報告をさせていただきます。

それから、資料の説明としては以上なんですけど、事前に御質問を頂いていることがございましたので、併せてこの場で回答も含めて御説明をさせていただければと思います。

マウンド礁の整備でございますけれども、この海域、スルメイカ資源の不漁に貢献できるのかといった御質問を事前に頂いております。これは今回、隠岐海峡地区での整備をということで、隠岐海峡自体がTAC魚種であるスルメイカの産卵場、また漁場となっているということでございまして、このこと自体は承知しておるところですが、マウンド礁の整備によって、機能として植物プランクトンそれから動物プランクトンを増殖して、それに伴っていろんな魚種がマウンド礁の周辺で増殖をすると、こういったことが期待をされているところなんです。整備の目的としてはアジ、サバ、イワシといったことではあるんですが、それ以外にも底ものも含めて、ここでいろんな魚が増殖しているという、これまでの調査の結果もございまして。そういったことも考えますと、スルメイカにとっても好適環境を造成することができるのではないかとはいふには想像するところではあるんですけれども、これからもいろいろ現地調査させていただいておりますので、知見の蓄積に努めていきたいというふうに考えているところなんです。

それと、もう一点ですね。以前、このマウンド礁の整備によって三角波が立つのではないかと御懸念を示されたことがあったやに聞いておるところです。いろいろ技術的な検討をした上で、そういった心配はありませんということで当時も御回答をさせていただいているところなんです。一番最初の5-1の資料にありますように、今まで隠岐海峡で2基、それから対馬海峡、大隅海峡、五島西方沖ということで事業進めてきておりますけれども、そういった場所での調査で、実際にその三角波が立って航行や何かに影響があるような話は出てきておりませんので、実際現状としても心配がないのではないかとはいふふうに考えているところなんです。

私の方からは以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見等あれば承ります。

はい、どうぞ。

○中東委員 資料でいうと、8ページのところの(2)整備方針の造成位置というところなんですけれども、これまでに同じような事業は2か所あるということで、実際の詳細の場所については海洋・海底の状況であるとか、既設の2基による漁獲量の状況を踏まえて適地を選定するというようなことを書いてあるんですけれども、実際これだけ、40億の事業費を投入するような大規模な事業ですので、効果というのはどうしても気になるんですけれども。既に2基入れているわけなんですけれども、これのその効果、これがマウンド礁の

効果だというのは限定するのは難しいと思うんですけども、感觸的にはどんな感じのかなということがもし分かれば、教えていただければと思うんですけども。

○柳瀬上席漁港漁場専門官 御質問いただきまして、ありがとうございます。

私どもも事業をやっております、御指摘いただいたようにその効果がきちっと出ているのかどうか把握することを目的として調査を毎年、実は実施をしております。整備中も含めまして段階的に、それなりの大きさの構造物ですので最初のうちはよく分からないんですけども、半分ぐらいの延長ができてくると少し様子が見えてきたりというところもあるものですから、整備中も調査をしているところです。

そういった調査をしてきている結果としてなんですけれども、少なくともプランクトンの現象については、ここでは動物プランクトンが、植物プランクトンの全体像把握はなかなか難しいんですが、動プラを見る限りはかなりその餌料環境としてよくなっているような調査結果は出てきています。

それから、実際の漁獲の状況を、漁績などを見て状況が分からないかなというのを見させていただいているところなんです、これがマウンド礁の効果とかがどの程度影響しているかというところはちょっと含めてではあるんですけども、一般的な全体的な海域の状況に比べるとマウンド礁に近い海域、小漁区単位で見て、近くとそれから大分離れているところでは少し様子が違うなというような感じは見えてはいます。もう少し、よりその生産量ですとか資源量とかという形でうまく評価する方法はないかなということは、検討はしているところなんです、実際にROVを入れてのぞいても、たくさん魚が密集している状況はよく見えていますし、いわゆる魚礁としての機能はかなり高いものであろうというところではありますので、その基礎生産を上げていくというところがもう少しクリアに見えてくると、当初考えていた内容どおりだということが言えるように、いろいろとこれからも調査をしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○田中会長 よろしいですか。

一応、B/Cって計算しているんじゃないの。

○柳瀬上席漁港漁場専門官 それで、今回の地区についてですが、計画書ですが、計画書の11ページですね。この5-1という資料のつづりで、ずっと続いている中の11ページの一番上に「費用便益比率」ということでB/Cと、公共事業でもよく使っていますけれども、1.64ということで、投資に対して1.64倍の便益を見積もっているということで事業の

着手に至っているところです。

○田中会長 投資に対して1.6倍の現在価値があると、そういうことで、はい。

これは予算の話なんですが、多分質問は実績はどうなんだということだと思っただけなんですけれども。

○柳瀬上席漁港漁場専門官 念のためなんですけれども、事業を実施しますと、事業完了後5年経過をすると事後評価というものを実施しております。これまででいいますと五島西方沖地区が平成27年に完成をしておりますので、そこから5年後の令和2年か3年にたしか事後評価を実施しています。済みません、今、手元に事業評価書を持って来ていないんですけれども、当初のときと数字ですとか中身の微妙な変更というのはあるんですけれども、ある程度当初見込んだのと同程度のB/Cは算定できているという状況ではございます。念のため。

○田中会長 ということだそうです。

これは主に関係するのは鳥取、島根の両県ということですが、よろしいですか。

はい、どうぞ、岩田委員。漁業者として実感はあるかと。

○岩田委員 山陰旋網の所属の隠岐の島の中型まき網の皆さんの御意見として、これは非常に定性的なんですけれども効果があるというような趣旨のことを、先週の皆さんから私は二、三聞いております。これが定量的に何%とか具体的な数値はちょっと今手元にはないんですけれども、感覚的に先週の皆さんはそういうことをおっしゃっているということをお報告しておきます。

○田中会長 ありがとうございます。

漁業者としては、感覚として効果があるということだそうです。

ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ、網谷委員。

○網谷委員 今回の事業には直接関係がないんですが、日本海西部地区（アカガレイ、ズワイガニ）、平成19年に行われた事業について何か効果が、今の質問のように、どういう効果があるのかということをお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○柳瀬上席漁港漁場専門官 こちらの資料5-1の①のアカガレイ、ズワイガニですね。

○網谷委員 そうですね。

○柳瀬上席漁港漁場専門官 この平成19年から事業をずっと実施しております。かなり何か所も保護礁を実は整備をしてきております。こちらもいろいろと効果調査も実施してお

るところで、具体的な効果については水産庁のホームページ（https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/sub82.html）の方にも掲載はさせていただいているところなのですが、保護礁ということで正に物理的にそこで底引きが操業できない状況にしております。しかも場所も産卵をするような場所にその保護礁を設置しているケース、それから若齢個体が主にいるような場所とか、場所もいろいろ選んでやった効果なのか、おかげさまで保護礁が入っている漁区と入っていない漁区の資源状況が明らかに違っているというのを、ホームページで紹介させていただいているところです。

今ちょっと手持ちで資料がないので申し訳なかったんですけども、もともと当初も、その保護礁の中の資源密度と保護礁の外の資源密度の差という部分で、そのところから再生産につながって資源が持続的につながるようになるのではないかという仮説、仮定の上に事業を進めさせていただいて、そのときにもその資源密度の差がこの程度あるだろうという想定で始めたんですが、その想定よりも高い密度差が確認できているということもありまして、かなり明確に事業効果はあるのではないかなと考えているところです。

簡単にですが、失礼します。

○田中会長 よろしいですか。

○網谷委員 はい、ありがとうございます。私もズワイガニの資源というのは、今まで減ってきた中で最近はちょっと増えてきているのかなという実感をしております。

それで、こういう保護育成礁ですか、こういうものをほかの県にも設置される、今後そういう予定というのはどう考えればよろしいんですか。

○柳瀬上席漁港漁場専門官 私どもとしても非常にいい事業だと思っていますので、是非ほかの海域でも展開をしたいと思っていますところ。ただ、これも国が一方的にここを保護区にするから操業するなというの、なかなか難しいというふうに考えているところです。

実際に漁業関係者の方、ある程度もともと自主禁漁の感覚をお持ちの方々のところで、どうせやるんだったらきちっと、当然ブロック、魚礁を入れることでその餌料環境を改善したりとか、そういった機能も付加されたりということもございますので、漁業関係者と調整がうまく図れれば、場所としては広げていきたいというふうに考えてはいるところで、ほかの海域でも御関心を持っていただいているところはありますので、具体的に進められればこちらとしてもいいなと考えているところです。

○網谷委員 ありがとうございます。またよろしく願いいたします。

○田中会長 日本海のこのアカガレイ、ズワイガニって付近から要望があるやつですよ。強い要望が出されている。だから、ほかの地区でもまとまって、その協議会か何かで要望を出せられれば、県の負担があるので県を口説いていただければ前に進むんじゃないかと思えますけれども。

ほか、よろしいですか、ウェブ参加の方も。

はい、朝日田委員どうぞ。

○朝日田委員 鳥取海区互選委員の朝日田です。

このたびのフロンティア漁場整備事業については、当組合としても整備に合意したと聞いていますが、この海域での操業を予定している島根県の中型まき網と本県沿岸漁業とは同一の資源を共有しているため、合意に当たっては国が定める操業自粛海域の遵守など、適正なマウンド礁の利用を図ること等を確認したと聞いています。

先ほど整備事業案、保護水域の設定により半径1マイルの範囲内での対象魚種の採捕を禁止すると説明はありましたが、保護水域の設定遵守に違反したときの措置についてどのように取り組まれるのでしょうか。

資料5-4の計画書の案の目的に、資源管理指針及び資源管理計画からなる資源管理に努めていると記載されていますが、現在、私たちが取り組む資源管理方針及び資源管理協定とも異なっていますし、資源管理指針及び資源管理計画の取組として一定期間の休漁、小型魚の採捕時の漁場移動は記載されてはいますが、このたびの事業に係る保護水域の記載がありません。保護水域の管理については、適性なマウンド礁の利用のため国も主体的な対応をお願いいたします。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

紛争になったらいけないので、ちゃんとしたお答えを頂ければと思います。

○柳瀬上席漁港漁場専門官 はい。資料5のシリーズの方だとちょっと付いていないんですけども、先ほど説明があった資料4-2です。日本海西部・九州西海域の広域資源管理方針がございまして、こちらに、今まで整備してきました、一番最後の15ページの下に(2)番ということで、特定漁港漁場整備事業により整備した増殖礁の中心座標から半径1マイル以内のアジ・マサバ・マイワシの採捕を目的とする操業を行わないということで、これまでに整備された際に、実際に整備が終わった場所の中心座標をここに、今

までも記載をしてきております。

今回の資料4の説明の際には、大隅海峡地区が今度令和8年に終わるということで、完成後は同様の保護措置に取り組むことが8年に入りますよというふうに記載されておりますように、今回の隠岐海峡地区の事業が終わりましたら、同様な形でここに具体的な地区名が入って、場所の中心座標が入ると。自主禁漁という形で、これまでと同じような対応をさせていただくという予定でおります。

○田中会長 よろしいでしょうか。

もう一つあったように思うんですが、13ページにあるような何かその休漁とか、講じる措置のところそういうものについてはどうかという質問もあったと思うんですけれども。

○柳瀬上席漁港漁場専門官 あくまで事業に直接絡む部分については、この13ページでいうところの「講じる措置」の、その「また」書き以降の部分がこれまでやってきているところでございます。

○田中会長 よろしいでしょうか、朝日田委員。

○朝日田委員 鳥取、朝日田です。仮にこの半径1マイル以内で操業した船があったりとか、そういった違反があったときにどういった措置を取られるとか、そういったことはありますでしょうか。

○柳瀬上席漁港漁場専門官 基本的には自主禁漁という形を取っていますので、何らかの具体的なペナルティを明確に何か規定しているという扱いにはしておりません。あくまでそういう、お互いにここでは操業しないようにしましょうと、アジ、サバ、イワシを対象とした操業を行わないようにしましょうということで決めて行っているというふうに承知しているつもりです。

○田中会長 よろしいですか。

○朝日田委員 鳥取、朝日田です。分かりました。

○田中会長 協定ということなので、協定を双方でしっかり確認し合うというか、確認させていただくというのが、まず第一かなというふうに思いますけれども。

ほかに、ございますでしょうか。

いろいろ意見出ましたけれども、本件に関しまして資料5-5のとおり農林水産大臣から当委員会に対して意見を求められておりますが、設置に関しては異存がない旨回答してよろしいでしょうか。

よろしいですか。

はい。ありがとうございます。特段御反対がないということで、資料のとおり異存がない旨、回答をさせていただきたいと思います。今後の事務手続上、軽微な修正等あった場合には会長一任とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この議題はここで閉じさせていただきまして、議題の6、その他に進みます。

まず、①TAC資源拡大に向けた検討状況について、事務局より説明よろしくお願いいたします。

○赤塚資源管理推進室長 資源管理推進室長の赤塚でございます。

私の方から資料6-1に基づきまして、昨年11月26日に開催されました第44回以降の動きにつきまして2点、報告いたします。報告ですので、ほかの広域漁業調整委員会が所管されている資源についても触れさせていただきたいと思います。

1点目はブリのTAC管理についてです。

本年4月から、ステップ1を開始することが水産政策審議会資源管理分科会において了承されました。資源管理基本方針の変更を始め、管理開始までに必要な手続を進めているところです。なお、このステップ1とは、漁業法に基づく報告の体制と農林水産大臣及び都道府県知事による情報の収集体制を確立するとともに、対象とする資源の特性や利用する漁業の実態などを踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それを解決するための取組を行う段階と定められています。この段階では、配分数量の設定や魚漁法に基づく採捕停止などの命令は行いません。期間は1年間を想定しています。

2点目はベニズワイガニについてです。

ベニズワイガニについては日本海系群（知事管理水域）と日本海系群（大臣許可水域）という二つの資源があります。この両資源ともに今年に入りましてステークホルダー会合を開催しました。ステークホルダー会合では、資源評価結果と併せて、私どもの方から資源管理の目標の案、また漁獲シナリオの案を出席者に説明し、意見交換を行ったところです。いずれの資源につきましても会合の取りまとめを踏まえた第2回会合の開催を3月に予定しているところです。

資料6-1の説明は以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員 簡単なあれですが、質問でございます。

TAC管理ということ、漁獲量の8割をTAC管理にすると法律で決まったということでございます。その中で、この数年の中でステップ1にもう入った種類のブリだとかタラだとかというのがどんどん入ってきているんですが、これで今、達成は何%ぐらい達成したものでしょうか。

○田中会長 はい、どうぞ。

○赤塚資源管理推進室長 ありがとうございます。今手元にはないんですけども、まだ8割に達していないというのが事実ですね。まだ、たしか7割ぐらいになったんじゃないかというところ、今、我々は集計していますが、どの時点の数字を取るかで変わってくると思います。例えばロードマップに掲げた数字ですと6割ちょっとかな、後でまた数字、間違ったら訂正いたしますけれども、そのあたりの数字を掲げていると思います。

この8割目標について、資源管理というのは漁獲可能量による管理を行うことを基本としていまして、法律の条文をそのまま読みますけれども、「稚魚の成育その他の水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、漁業時期又は漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとする」となっています、それを実現するために8割目標というのを掲げて、今それをロードマップの下で進めているというところなんです。

いずれにしろ今、質問に対する直接の答えは、8割の今手前まで来ているというところなんです。詳しい数字は追って御報告したいと思います。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかよろしいですか。

ベニズワイについては海区を分けてやってほしいという要望があって、この形になっているんだと思いますけれども。

網谷委員、よろしいですか。ありがとうございます。

○網谷委員 ベニズワイについてはTACが設定されていたと思うんですけども、今回見直しということで、どういう方向に。

○赤塚資源管理推進室長 ありがとうございます。ズワイガニがTACが設定されていて、ベニズワイは、IQは、個別割当ては行われているんですけども、TACの設定というのは今回初めての試みになります。

○田中会長 ということで、IQといっても何か各自の漁場という、実態は一人一人がこの漁場、この人はこの漁場というような操業実態になっていて。

よろしいでしょうか。

ほか御質問、御意見、特段ないということで、それでは議題、その他かな、次は。令和7年度、②だ。令和7年度資源管理関係予算についてです。事務局より資料の説明、よろしく願いいたします。

○赤塚資源管理推進室長 資源管理推進室です。

私から資料6-2を用いまして、令和7年度の水産関係予算の主要なものを、資源管理に関するものを御報告したいと思います。

まず、資料1ページ、1の①です。海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施のうち、漁業経営安定対策の着実な実施についてです。

資源管理は水産資源を持続的かつ最大限に利用していくために取り組むものでございますけれども、その過程において一時的に減収が発生することがあります。このため計画的に資源管理などに取り組む漁業者や養殖業者の方を対象とした、漁獲の変動などに伴う減収を補填する枠組みである漁業収入安定対策の予算を今回、計上したところです。

2点目は、1の②になります。資源調査・評価の充実と新たな資源管理の着実な推進ための予算です。こちらでは、まず海洋環境の変化を踏まえた高度な資源評価の実施に向けて、必要な調査、研究や体制を強化するとともに、MSYをベースとする資源評価の精度向上などを推進するための予算があります。

水産資源というのは、環境によって資源の最大値が変動するものです。なので、特に最近のように海洋環境の変化が大きい時期には、評価精度の向上が以前にも増して大事になっていると、そういうふうに私どもは考えているところです。

また、水産研究・教育機構の調査船の代船建造の予算、適切な資源評価・適正な流通管理を促進する体制を促進するための予算、ページをめくりまして、漁業法の下でTAC管理に資する混獲回避技術などの開発の推進や、漁獲割当ての管理の拡大に向けた管理、また資源管理の高度化や遊漁の実態把握、安全設備の導入を推進するための予算も計上したところです。

続きまして、4ページに移ります。

3の⑤にあります内水面及びさけ・ます等栽培資源総合対策です。こちらは本日の委員会でも取り上げましたトラフグ等を始めとする広域種の栽培漁業について、環境変動に対応した増殖指標の改良を支援するための予算、また、サケについては回帰率の向上に資するふ化放流の広域連携体制の構築などの取組を支援するための予算を計上したところです。

水産関係のうち資源管理の関連予算の説明は以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。予算は増えるのはいいんですけども。

これは能登半島の地震の関係で影響で魚が獲れなくなったとか、シロエビ獲れないと何か言っていたような気がするんですけども、そういうのはどこかで対応できるんですか。

○赤塚資源管理推進室長 少しお待ちください。確認します。

○田中会長 時間が掛かるようであれば、後で。

○網谷委員 やはり昨年度、シロエビが前年比30%ぐらいの水揚げだったんですが、その分その魚価が少し上がったものですから直接の被害はなかったんですけども、海の中の被害といいますか、漁場が壊滅状態でございます。御存じのとおりシロエビの漁場というのは海底谷といたしまして、ほとんど地形がV字になったような、そういう漁場にシロエビが生息してまして、そこが土砂崩れでまるで崩れてしまって漁場が半分も活用できないというような現状でございます。

○田中会長 有益な情報ありがとうございます。

ほかに御質問ございますでしょうか。

特段ないようですので、ありがとうございます。

この議題はここで閉じさせていただきまして、あと最後の議題ですか。「その他」の「その他」ですけれども、事務局から発言があるとのことなので、よろしくをお願いします。

○魚谷資源管理部長 資源管理部長、魚谷でございます。

それではちょっと、この「その他」の「その他」の議題の下で、この新しい漁業法に基づく資源管理との関係で、この広域漁業調整委員会、どういう役割を果たしていくべきか、いけるのかということについて、ちょっと今、水産庁の方で考えているお話をさせていただければと思います。

冒頭の私の御挨拶でも申し上げたんですけども、この広調委というものは国の常設機関ということで、都道府県の区域を超えた広域的な海域を管轄し、この関係する海区漁業調整委員会及び関係漁業者の代表者、あと学識経験者で構成をされて、海区漁業調整委員会や連合海区漁業調整委員会と同等の機能を有する組織、水産資源の保護に適切に対応し得る組織、ということで、平成13年に改正をされました漁業法に基づいて設置をされているものでございます。

そういう中で、この広調委の特徴として、本日も三つの委員会指示の発出につきまして御決定いただきましたけれども、この委員会指示の発出という、柔軟性、機動性のある処分を行う権限を有しているということがございます。要は水産資源の保護を図るために、いろんな協議、あるいは調整した結果を速やかに現場に反映させる必要はあるわけですが、通常の例えば省令等による規制となりますと、いろんな根拠ですとか現場とのより綿密な調整というのが必要になりますし、恒久的な規制なり措置ということで時間を要すると。そういう中で、この広調委の出す委員会指示というのは柔軟に、あるいは機動的に行えるというところが一つの特徴かと思えます。

その中でこれまで、この広域漁業調整委員会、三つありますけれども、クロマグロですとか、イナカゴ、キンメダイ、サワラ、トラフグ、ガザミといった資源について委員会指示を発出してきたほか、複数の都道府県にまたがる海域を回遊する資源の管理についての検討及び関連する漁業調整を通じて、この広域資源の管理に重要な役割を果たしてきていただいているということがございます。

一方で資源管理そのものについては、平成30年に改正をされました漁業法の下で、最大持続生産量を達成する水準に資源を維持し又は回復させるというのを目標にするということが明記された上で、この目標達成の手法としてはTACによる管理を基本とするという制度に、現在なっているということがございます。

TAC管理の導入につきましては、先ほど進捗状況について赤塚室長の方からも説明がありましたけれども、資源評価の進捗状況ですとか漁業経営、あるいは地域経済上の重要性、あと資源の動向等を踏まえて優先度に応じて推進をして、関係漁業者の皆さんとの適正、丁寧な意見交換を踏まえて管理の段階的導入、いわゆるステップアップ管理、ステップアップ方式により課題解決を図りながら進めてきているという状況でございます。

こういった全体的な流れの中で今後の広域漁業調整委員会の果たしていくべき役割として、この漁業法に基づく管理、ステップアップ方式も含めた管理を進めていく上での課題の解決、例えば小型魚の漁獲抑制ですとか、あるいは今日も遊漁についてありましたけれども、届出制の導入といったものに関して、省令あるいは都道府県であれば漁業調整規則の改正等によって行う前段階として、この委員会指示というのを出すということで重要な役割を担っていただける部分が大きいのではないかとこのように、水産庁として考えているところでございます。

そういったところで、こういう考えの下で、まずはこの漁業法、新しい、改正後の漁業

法に基づく資源管理における広域漁業調整委員会の今後の役割について、事務局である水産庁の方でその方向性というか、そういったところの案を検討を行った上で、今年の秋に開催予定の次回の広域漁業調整委員会において、委員の皆様にご議論いただくこととしてはどうかというふうに考えております。

資源管理を通じて水産資源の持続的な利用を確保して、我が国の漁業生産力の発展を図るために、今後の広調委あるいはその部会においても議論をさせていただきたいというふうに考えております。委員の皆様方におかれましては、引き続きよろしくお願ひしたいと考えております。

ですので、まとめると、今後のこの資源管理における広調委の役割の果たし方というか、どういったことが考えられるのかについて、まずは事務局の水産庁の方で方向性について検討して、秋に開催の次回の会合でお示しをして、皆さんにご議論いただきたいと考えてございますので、その点、事前の予告というわけじゃないですけども、ちょっとお話をさせていただきました。

ありがとうございます。

○田中会長 魚谷部長、ありがとうございました。

それでは、何かただいまの説明につきまして御質問等ございますでしょうか。

と言われても、まだ具体的な案がないのであまり議論しにくいんじゃないかと思えますけれども、出てきた段階で御意見を頂きたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ、山内委員。

○山内委員 私の発言といえばクロマグロに関してなんですけれども、やはり増枠、今回増枠を頂いたということで、皆さん様に納得している方もおりますし、いや不公平だと言う方々もいらっしゃいます。特に我々はえ縄漁業、大臣管理漁業の中では、その不公平感が著しくあるんですね。それに、多くを持っている者と少ない者との差が激し過ぎる。しかも、やっぱり実績主義ですから、やっぱり実績のあった者が多く配分を受けるという、そういう仕組みになっているわけですが、我々が所属している全近かつ協の団体の中でも、その配分についてももう少し何とかできないものかという話が声大きく全国で上がっております。そういった不公平感をなくす取組も水産庁にはやっていただきたいなど。

そうですね、まだまだ枠としては十分じゃないので、十分に次の増枠があつて大分増えたなという実感を持つまでの間は、その不公平感をなくすような特別枠というものを設けて、少ない者に手当てしていくという考え方はできないものかどうか。やはり、そうです

ね、今、その漁業者同士での確執とでもいいでしょうか、そういうのさえも現場では起きているわけですね。非常にやりにくい。お互い協力して助け合っていく仲間なはずなのに、このクロマグロのことで大きくトラブっているということがありますで、是非魚谷部長、何とか特別枠を設置して、その解消に当たってほしいなと思います。

意見でした。

○田中会長 何かお答えありますか。

○魚谷資源管理部長 IQの配分基準の話だというふうに受け止めております。不公平をなくすって、なかなかこの、何をもって公平で何をもって不公平なのかというのは人によって、立場によっても異なると思いますし、そういう中でIQの制度自体は法律そのものにいろいろ細かいことまで書かれていて、水産庁としてはそれに則って配分というか、割当割合の設定基準を決め、それに基づいて年次割当てを決めるということしかないということです。

そういう中で、現状でいえば、近海のはえ縄の皆さんに対する割当割合の設定基準というのは、7割実績割り、3割均等割りという形でやっている。これを決めるとき、最初に決めたとき、あと2年前ですか、それを見直したときにもいろんな議論はありましたけれども、そういう中で水産庁として一定の根拠を持って、この実績割りと均等割りは7、3ですということになっていると。

おっしゃられた、その「特別枠」というのが何を意味しているのかというのは、私は十分理解していないのかもしれませんが。大臣管理区分あるいは都道府県ごとに配分しているものというのは、先ほども御説明しましたけれども、くろまぐろ部会というところで配分の考え方が取りまとめられて、それに基づいて配分をしている。それ以外の何か別の財布があるわけではないので、それを配分すると。近海はえ縄関係でいえば、それを設定された割当割合に基づいて配分すると。それ以外のことに何かできるかと言われれば、もう正直申し上げて、できませんと言うしかないということです。

一方で、その割当割合の配分基準というのは、今、有効期間2年でやっていますので、次の令和8管理年度ですか。それに向けては、今年の夏頃からになると思うんですけども、今の配分基準を見直すのか見直さないのか、あるいは見直す場合にどういう見直しをするのかというのを、議論を始めるタイミングになっているということでございます。

繰り返しになりますけれども、こういう配分基準というのは、全ての人が満足ですという配分基準って恐らくできなくて、そこは一定の水産庁としての根拠を持って、こういう

配分基準にしますよというのは、前回、前々回ともに水政審の資源管理分科会でも入念な議論をした上で決めていると思いますので、同じような手順を踏むのであろうというふうに考えております。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

一応、要望があったということで。もしやるとしたら、何か留保枠を繰越し部分をうまく運用するとか、それぐらいかな、可能性としてできるのは。それも公平にやらなきゃいけないので、みんなで分けたらほんのちょっとになっちゃって。

予定している議題は以上になりますけれども、この機会、せっかくの機会ですので、その他の議題として、ほかに。

御要望と言うといっぱい出ちゃうので、あまりそれは言えないんですけども、何かありますでしょうか。ウェブ参加の方もよろしいでしょうか。

特段ないということで、ありがとうございます。

それでは、最後に確認ですけれども、これまでの議事において言い足りないとか、発言のタイミングを逸してしまったなど、発言のされたい方があればお伝えいただければと思いますけれども。ウェブ参加の方も、よろしいですか。

特にない。はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、全ての議事はこれで終了し、御了解いただいたということで認識を共有させていただきたいと思います。

追加の御意見などないようですので、引き続き次回の委員会開催の予定等について事務局から説明よろしくお願いたします。

○山本係長 次回の本委員会の開催につきましては、例年どおり11月から12月頃に開催したいと考えております。具体的な日時と場所につきましては、開催見込み時期が近づきましたら部会長並びに各委員の皆様の御都合を伺いつつ決めていくこととなりますので、よろしくお願いたします。

なお、本委員会の議題が報告のみとなる場合がもしありましたら、令和5年度秋のように開催を省略とすることを考えております。各委員の皆様の御意見を伺い、事務局で決定させていただきます。

以上になります。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、委員各位、御臨席の皆様におかれましては、議事進行への御協力及び貴重な御意見をありがとうございました。

事務局におかれましては、本日頂いた意見を踏まえまして今後の委員会の運営に活用していただければと思います。

なお、議事録署名人に指名させていただきました都道府県互選委員の島根の中東委員、大臣選任委員から佐藤委員のお二方には後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第45回日本海・九州西広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。

円滑な議事運営に御協力ありがとうございました。

午後4時25分 閉会